

平成31年第1回鬼北町議会定例会

平成31年3月6日（水曜日）

○議事日程

平成31年3月6日午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 議案第1号 鬼北町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
- 日程第7 議案第2号 鬼北町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第3号 鬼北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第4号 新町建設計画の変更について
- 日程第10 議案第5号 鬼北総合公園の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第6号 平成30年度鬼北町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第12 議案第7号 平成30年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第8号 平成30年度鬼北町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第9号 平成30年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（3号）について
- 日程第15 議案第10号 平成30年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第16 議案第11号 平成30年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第12号 平成30年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第2号）について

- 日程第18 議案第13号 平成30年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 議案第14号 平成30年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 議案第15号 平成30年度鬼北町ニュータウン鬼北の里特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 議案第16号 平成30年度鬼北町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第22 議案第17号 平成30年度鬼北町病院事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第23 議案第18号 平成31年度鬼北町一般会計予算について
- 日程第24 議案第19号 平成31年度鬼北町用品調達特別会計予算について
- 日程第25 議案第20号 平成31年度鬼北町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第26 議案第21号 平成31年度鬼北町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第27 議案第22号 平成31年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算について
- 日程第28 議案第23号 平成31年度鬼北町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第29 議案第24号 平成31年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計予算について
- 日程第30 議案第25号 平成31年度鬼北町介護保険特別会計予算について
- 日程第31 議案第26号 平成31年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第32 議案第27号 平成31年度鬼北町ニュータウン鬼北の里特別会計予算について
- 日程第33 議案第28号 平成31年度鬼北町水道事業会計予算について
- 日程第34 議案第29号 平成31年度鬼北町病院事業会計予算について
- 日程第35 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第36 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

日程第 3 7

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 6 議案第 1 号 鬼北町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
- 日程第 7 議案第 2 号 鬼北町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 3 号 鬼北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 4 号 新町建設計画の変更について
- 日程第 10 議案第 5 号 鬼北総合公園の指定管理者の指定について
- 日程第 11 議案第 6 号 平成 30 年度鬼北町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 日程第 12 議案第 7 号 平成 30 年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 13 議案第 8 号 平成 30 年度鬼北町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 14 議案第 9 号 平成 30 年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（3 号）について
- 日程第 15 議案第 10 号 平成 30 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 16 議案第 11 号 平成 30 年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 17 議案第 12 号 平成 30 年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 18 議案第 13 号 平成 30 年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 19 議案第 14 号 平成 30 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 20 議案第 15 号 平成 30 年度鬼北町ニュータウン鬼北の里特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 21 議案第 16 号 平成 30 年度鬼北町水道事業会計補正予算（第 3 号）に

- ついて
- 日程第 2 2 議案第 1 7 号 平成 3 0 年度鬼北町病院事業会計補正予算（第 2 号）に
ついて
- 日程第 2 3 議案第 1 8 号 平成 3 1 年度鬼北町一般会計予算について
- 日程第 2 4 議案第 1 9 号 平成 3 1 年度鬼北町用品調達特別会計予算について
- 日程第 2 5 議案第 2 0 号 平成 3 1 年度鬼北町住宅新築資金等貸付事業特別会計予
算について
- 日程第 2 6 議案第 2 1 号 平成 3 1 年度鬼北町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 2 7 議案第 2 2 号 平成 3 1 年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計予算に
ついて
- 日程第 2 8 議案第 2 3 号 平成 3 1 年度鬼北町農業集落排水事業特別会計予算につ
いて
- 日程第 2 9 議案第 2 4 号 平成 3 1 年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計
予算について
- 日程第 3 0 議案第 2 5 号 平成 3 1 年度鬼北町介護保険特別会計予算について
- 日程第 3 1 議案第 2 6 号 平成 3 1 年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計予算に
ついて
- 日程第 3 2 議案第 2 7 号 平成 3 1 年度鬼北町ニュータウン鬼北の里特別会計予算
について
- 日程第 3 3 議案第 2 8 号 平成 3 1 年度鬼北町水道事業会計予算について
- 日程第 3 4 議案第 2 9 号 平成 3 1 年度鬼北町病院事業会計予算について
- 日程第 3 5 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件に
ついて
- 日程第 3 6 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件につい
て
- 日程第 3 7 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○出席議員（12名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 高 橋 聖 子 | 2 番 中 山 定 則 |
| 3 番 末 廣 啓 | 4 番 山 本 博 士 |
| 5 番 赤 松 俊 二 | 6 番 松 下 純 次 |
| 7 番 芝 照 雄 | 8 番 渡 邊 眞 次 |

9番 福原良夫
11番 山崎保

10番 松浦司
12番 程内覺

○欠席議員（なし）

○議会事務局

議会事務局長 谷口浩司 書記 山本万里

○説明のため出席した者

町長 兵頭誠亀	副町長 井上建司
総務財政課長 佐竹誠	企画振興課長 二宮浩
町民生活課長 古谷忠志	保健介護課長 伊野清昭
建設課長 上田司	水道課長 上田司
農林課長 松本秀治	日吉支所長 那須周造
環境保全課長 高田達也	会計管理者 清家健二
教育長 筒井亀	教育課長 渡邊甫
農業委員会会長 川平定計	農業委員会事務局長 松本秀治
選挙監理委員会委員長 谷口清美	監査委員長 上甲康夫

○事務局長（谷口浩司君）

起立願います。

礼。

○議長（程内 覺君）

改めまして、おはようございます。

ただいまから、平成31年第1回鬼北町議会定例会を開会します。

午前9時00分 開議

○議長（程内 覺君）

町長から招集の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

おはようございます。

平成31年第1回鬼北町議会定例会を招集いたしましたところ、御参集いただきまして誠にありがとうございます。

御案内のとおり、国においては、一般会計総額101兆4,571億円と史上初めて100兆円を超える過去最大の2019年度予算案を提示し、3月2日、衆議院本会議で採決され、年度内成立が確実となっております。

政府の平成31年度予算のポイントとしては、全世代型の社会保障制度への転換に向けて、消費税増税分を活用して幼児教育、保育の無償化、介護人材の処遇改善、低年金高齢者等に対する年金生活者支給給付金の支給及び低所得高齢者の介護保険料の負担軽減強化などを充実することとなっております。

しかしながら、国においては、財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き聖域なき徹底した見直しを推進することとしており、地方においても国の取り組みと基調を合わせた徹底した見直しが求められるものと考えております。

少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、今後も選択と集中により歳出改革等を着実に実行してまいりたいと意を強くしているところであります。

私としましては、鬼北町の総合力を発揮する予算編成を主眼に、新年度の予算編成を行ったところであります。

さて、本定例会に提案いたしております議案等は、条例の制定1件、条例の一部改正2件、計画の変更1件、指定管理者の指定1件、平成30年度一般会計補正予算1件、特別会計補正予算9件、企業会計補正予算2件、平成31年度一般会計予算1件、

特別会計予算 9 件、企業会計予算 2 件を提案するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げまして、平成 3 1 年第 1 回鬼北町議会定例会の招集挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（程内 覺君）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、先に配付しました別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えますので、各位の御協力をお願いします。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第 1 2 7 条の規定により、6 番、松下純次議員、7 番、芝照雄議員、以上の両議員を指名します。

日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から 3 月 2 5 日までの 2 0 日間としたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から 3 月 2 5 日までの 2 0 日間と決定をしました。

日程第 3、諸般の報告を行います。

地方自治法第 1 9 9 条第 9 項の規定により、監査委員から、保育所、公民館、連絡所、三島簡易郵便局、町民生活課、出納室、議会事務局の所管にかかわる定期監査、並びに同法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定により、平成 3 0 年 1 1 月分、1 2 月分、平成 3 1 年 1 月分に関する例月現金出納検査の結果に関する報告について提出がありましたので、写しをお手元に配付しております。

次に、先の定例会から本日まで議長として行動した主な事項につき、報告をします。別紙をお手元に配付しておりますので、お目通し願ひます。

次に、愛媛県町村議会議長会第 7 0 回定期総会が、平成 3 1 年 2 月 1 8 日、松山市で開催され、平成 3 1 年度事業計画及び予算が原案のとおり承認されました。その詳

細は、議会事務局に資料を保管しておりますので、後刻お目通しください。

次に、12月20日から21日にかけて、総務産業建設常任委員会、厚生文教常任委員会が、合同で大分県日田市のグリーン発電大分天瀬発電所に赴き、木質バイオマスについて行政視察調査を行いましたので、松下純次総務産業建設常任委員会委員長から研修報告を受けます。

○総務産業建設常任委員会委員長（松下純次君）

12月20日、21日に、総務産業建設常任委員会と厚生文教常任委員会が合同で日田市に赴き、行政視察を実施しましたので報告します。

日田市では、株式会社グリーン発電大分の天瀬発電所を訪問し、木質バイオマス発電について視察しました。

森林機能を保全するためには、間伐や伐採などが不可欠です。それらの木材燃料チップに加え、それを燃やし、発電するものが木質バイオマスです。

天瀬発電所の発電規模は、5メガワットで、一般家庭なら1万世帯を賄えるものです。森林で利用されていない木材を利用することで林業が活性化され、また職員が地元から27人雇用されたことで、地域が活性化されています。

今後さまざまな行政視察を行い、学習や見聞を広め、町行政に貢献できるよう、さまざまな活動をしていきたいと思っております。

以上。

○議長（程内 覺君）

松下純次総務産業建設常任委員会委員長の報告を終わります。

続いて、地方自治法第121条1項の規定により、本日の会議事件説明のため、出席を求めている者を報告します。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、各課長等の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第4、行政報告、お手元の町長行政報告では、12月議会定例会以降の行動状況を提示いたしております。

3点だけ申し上げます。

1月16日、四国西南地域道路整備促進協議会による中央要望のため、上京し、同協議会会長の愛南町清水町長をはじめ、愛媛、高知両県の市長ら11名で、地元国会議員、国土交通省に、松山自動車道津島以南への延伸のほか、国道441、197などの拡張整備に対する予算の一層の確保を要望してまいりました。

その後、県内9町の町長と合流し、山本順三国家公安委員長、国土強靱化防災担当大臣室を訪問し、災害復旧予算の確保、防災関連経費の確保について強い要望をしてまいりました。

次に、2月23日、高知県伊野町の伝統行事、土佐七色紙、新之丞423年祭に日向谷部落役員5名とともに参加してまいりました。御案内のとおり、伊野町は、現在土佐ばし生産の中心として産業基盤を形成しておりますが、生産者の方々の伊予の国から来た紙漉き新之丞を土佐ばしの守り神、なくてはならない恩人として崇拜され、伊野町池田町長さんや、県議会議員をはじめ、商工業関係者、地元住民70名程度でのお祭り、懇親会に参加し、交流を深めてまいりました。

伊野町池田町長様から、今後も新之丞の御縁を通して、より深く交流を重ねたいとの挨拶をいただいたところであります。

最後に、3月4日一昨日、急なことで明記が間に合わなかったわけではありますが、昨年の夏の集中豪雨において発生した広見川堤防のオーバーフローによる興野々付近の大規模な住宅、田畑、事業所の浸水について、地元興野々部落からの要望も含めて、鬼北町の要望として南予地方局長等に早急な堤防改修などの措置を求めてまいりました。

当地域は、鬼北町全域の河川が集積し、松野町に通じる大切な流域になりますが、三十数年前に続き、再び同じような大規模エリアでの浸水が発生したことから、さらに再びの被害が起きぬよう、今後も関係機関にしっかりと要望してまいりたいと考えております。

その他事業、会議について省略をいたしますが、時系列の資料にて御確認いただきますようお願いをいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（程内 覺君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

今回の定例会には、末廣啓議員、中山定則議員、山本博士議員、高橋聖子議員、以

上の4名から質問の通告がありました。

これを順番に発言を許可します。

まず3番、末廣啓議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分の予定です。

末廣議員、質問1についての質問を行ってください。

○3番（末廣 啓君）

改めまして、おはようございます。

議席番号3番、末廣啓です。

1件、一問一答方式にて質問をいたします。よろしくお願いいたします。

質問1、老人保養センター清水荘霜村温泉について。

愛治地区に存在する老人保養センター清水荘の中にある霜村温泉は、平成26年11月から休業をしておりますが、休業してからでも、県内はもちろん、東京や名古屋ほかの温泉ファンから問い合わせがあるとのこと聞いております。

地域住民のコミュニケーションの場としての活用も含めて、再開できないものかと考えます。

そこで、下記のことについて問います。

(1) 休業前には、どれぐらいの利用者があったのか。

(2) どのような理由で休業に至ったのか。

(3) 再開する考えはあるのか。

(4) 再開した場合に、町営バスの愛治公民館までの乗り入れについての考えはなにか問います。

よろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、末廣啓議員の老人保養センター、清水荘霜村温泉についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の休業前には、どれぐらいの利用者があったのかとの御質問ですが、議員御案内のとおり、霜村温泉につきましては、源泉湧出量の減少によりまして、平成26年11月から休止をいたしております。

平成26年以前の5か年の利用者数は、平成22年度が4,786人、平成23年度が4,735人、平成24年度が5,023人、平成25年度が3,178人、平成

26年度は11月までですが、1,848人でありました。

子どもを含む1日平均の利用者数にいたしますと、平成22年度が18人、23年度18人、24年度20人、25年度15人、26年度11人でありました。

次に、2点目のどのような理由で休業に至ったのかとの御質問についてであります。平成26年9月ごろから、源泉の湧出量が著しく減少し、利用可能となる水量を確保するまで1週間程度を要することから、不足分を水道水で補いながら11月まで営業を続けておりました。

その間、新たな源泉の掘削や水脈の探査について調査検討するとともに、保健所にも鉱泉分析検査を依頼しましたところ、温泉法に規定する基準に達しておらず、温泉とは認められないという結果でありました。

また、水脈や施設調査の結果、水脈の枯渇が原因と推測されるが、水質が変化していることから、水脈が枯渇、もしくは細り、それに加えて、河川水その他の水が混合し、水質が変化したものと考えられるということでありました。

以上のようなことから、平成26年11月17日から、清水荘における温泉施設、公衆浴場としての運営を休止にしたものであります。

その後、原因調査や運営方針を検討し、清水荘における温泉施設、公衆浴場としての運営はしばらく休止して、このまま湧出量が回復しない場合は、廃止をするということを、平成27年2月に愛治地区区長会で説明し、了承をいただいたものであります。

次に、3点目の再開する考えはあるかとの御質問についてであります。平成26年11月に休止して、既に4年以上経過しておりますが、その間、先ほど申し上げましたように、源泉、水脈の調査、利用方法の検討を愛治公民館館長や公民館主事とも行ってまいりました。

仮に、再開することにいたしますと、以前取水していた源泉は枯渇しており、新たな源泉を探すための水脈の調査費用や、掘削工事、配水工事等で、多額のコストがかかります。温泉水ではなく、水道水利用による運営に変更するにいたしましても、かなりの経費の増加が見込まれます。

その上、使用していた既存ボイラーや給排水施設は、そのまま使用できないことから、改めて整備が必要になるものと考えております。

霜村温泉の年間の収支状況であります。休止以前の平成25年度の収支で申し上げますと、使用料収入が約32万円に対して、支出が約287万円でありまして、255万円の赤字でありました。

末廣議員の御質問にありましたように、住民同士のコミュニケーションの場としての必要性は十分に理解しておりますが、年々人口が減少していく中で再開いたしましても、以前より利用者が増加するとは考えにくく、これまで以上の経費が毎年発生することが予想されますので、投資効果についても中長期的な視点で十分に検討するべきであると考えております。

以上、申し上げましたようなことを考えますと、温泉再開に向けて、町として方針を打ち出せないのが現状であります。今後、利用者が増加するような何らかの活用方法を見出すことができれば、再度、再開について検討したいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、4点目の再開をした場合、町営バスの愛治公民館までの乗り入れについての考えはないのかとの御質問についてであります。再開した場合につきましては、利用者の利便性を向上させることは必要なことであると考えておりますので、再開する際に、温泉利用者のバス利用調査を行い、町営バスの愛治公民館への乗り入れについて検討したいと考えております。

以上で、末廣啓議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（程内 覺君）

末廣議員、質問（1）について再質問はありますか。

○3番（末廣 啓君）

ありません。

○議長（程内 覺君）

それでは（2）について再質問ありますか。

○3番（末廣 啓君）

ありません。

○議長（程内 覺君）

続けまして、（3）について再質問ありますか。

○3番（末廣 啓君）

答弁ありがとうございます。

（3）の再開する考えはないかのところで、水脈の調査では、主な原因が源泉の枯渇とほかの水が流入しているのではないかということで、温泉としての利用は認められないということだったんですけども、利用方法等について検討してきたとのことなんですけども、どのようなことを検討されたのか、内容について、わかれば答弁願いたいと思っております。

○町長（兵頭誠亀君）

保健介護課長のほうから答弁をさせます。

○保健介護課長（伊野清昭君）

お答えをいたします。

源泉の流出量が枯渇ということで、温泉法には基準には達していないということで、水道水で賄いながら営業を続けておりました。以前にはレジオネラ菌という、言うたら感染症のもとになる菌がありまして、その消毒のためにも1か月ほど休止をしたり、そのための費用を対策費に設けたこともございまして、なかなか収支、費用がかさんでまいったということも事実でございます。

今言われた再開に向けての利用方法なんですけど、やはり老人クラブ等の運営、委託は老人クラブに委託しておったわけなんですけど、その方とも相談し、かつまた先ほど町長が申し上げましたように、公民館長や主事さんとも運営方法について検討いたしました。

やはり毎日営業することが不可能となってきましたので、やはりこれを継続すべきか、それから、また新たな源泉を調査することも対応しましたが、掘削費用やボイラー、それから再開費用に向けて高松の業者に調査を依頼したところ、総額で約2,200万円かかるという、概算見積もりなんですけど、それらもいただきまして、試掘、試削なんですけど、約10メートルの試削で言いますと、170万から200万ほどの掘削費、試し掘りなんですけど、それらの費用もかかるということ。それが仮に温泉に当たればいいんですけど、温泉に当たらなかった場合は、それ以上の費用がかかって、また新たな掘削地を探さなければならないということ。それらの探査費用にも1回当たり50万円かかるということで、それらを総合的に考えますと、これ以上の経営は無理があるのではないかとということで、休止に至ったわけでございます。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

追加をいたします。27年度以降といいますか、施設、源泉そのものについての枯渇に対して風呂場が使えない状況はあったわけでありましてけれども、ただ霜村温泉、霜村先生のお気持ちというものを考えますと、なるべく利用をするのがいいだろうということで、保健介護のほうでは、介護サービスには畳の部屋は今も十分使っておりますし、全く使わんようになってしまうと、家そのものがよくなってしまいうことがありますので、なるべく利用しようということで現在も使っておるのは、御案内のとおりでございます。

ただ、今ほど課長から話がありましたように、源泉そのものについては、今の状況から言うて、どうなのかなということ、少し考えておるといことは御理解いただきたいと思います。

以上です。

○3番（末廣 啓君）

今ほど説明いただきました。お話を聞いておりますと、今までと同じような霜村温泉としての機能で再開したいというような考え方で利用方法を検討されたようですが、私、近所に住んでおりますし、温泉自体も実際利用させていただいております。今ほど町長が言われましたように、生きがいサービスで畳の間を利用されていることも存じております。

利用方法の検討として私自身考えますところで、今までと同じ方法でなくても、温泉でもなく、水道水でもなく、地下水を利用するような考えに至らなかったのかという考え方もしています。

利用時間、以前は午後1時からしておりましたが、利用時間を短くするとか、利用営業日数を隔日にする、1日交代にするとか、料金を少し上げたりするとか、今まで100円でしたが、200円にするとか、いろいろな考え方があろうかと思います。

そういう考え方を検討されたのかどうか、再度確認したいと思います。よろしくお願ひします。

○町長（兵頭誠亀君）

この霜村温泉そのものについては、やはり霜村先生が以前から愛治地区のほうで開業され、愛治の方との密接なコミュニケーションをとりながら愛治を愛する霜村先生のお気持ちがこの施設になったと私は理解しとるんですけども、ただ、この施設を建てる時には、先生の御厚意ということで、余り税金の投入がなかったというところがありまして、それぞれの地域のそれぞれの特徴がありますけども、その分として2,000万、3,000万の税金投資というものをするについては、各地域それぞれの今の現状というものも把握しなければならないのではないかなと私は考えております。

ただ、先ほど申し上げましたように、愛治地区の霜村温泉という名前、これ今までの経過、歴史、それから、これからの利用方法として、ほかとは違った愛治地区ならではのこういうふうなやり方があるというものが、補てんもしていただくなり、知恵を拝借するなりということで、いい方法があれば、まちづくりの一つの活性化として考えることは、やぶさかではないと考えております。よろしくお願ひいたします。

○3番（末廣 啓君）

2,200万円でしたか、費用がかかるというふうなことで、確かに収入が32万円しかない。営業に至っては280万ぐらいの支出があるということで、かなりの赤字であることは確かに理解できます。利用者も少ないわけなので、1日平均20人弱ぐらいなので、現状は理解できるんですが、愛治地区は特に高齢化が進んでおります。出会いの場も減っております。来年の秋には、宇和島自動のバスもなくなるということで、人と人とのつながりが大分薄れてきておると思っております。

コミュニティの場としてこういう場所を提供していただきたいなと思っておりますが、費用対効果を考えますと、評価されにくい部分もあると思いますが、住民福祉とか、行政サービスにおいては、赤字覚悟の行政判断も必要ではなからうかなと思っております。

北宇和病院だって赤字だろうと思えます。そういう出血覚悟の行政判断をしていただくというようなことで、27年2月には廃止ということでした承を得たということなんですけども、そこら辺の行政サービス、住民福祉について、町長の考えをいま一度お聞きしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

平成27年のときの愛治の区長さん方との話し合いの中身まで、私、今回チェックはしてなかったものですから、そのときのお気持ち、どれぐらいの御批判があって、どれぐらいの了解の程度があったのかということは、わかりかねますけども、ただ、議員さんが言われました考え方なんですけども、町として、町内外からの憩いの場というものは、一つには成川温泉があるということで、それ以外に霜村温泉につきましては、愛治地域を中心として町内の方に簡易な温泉を楽しんでもらおうというふうなことで、老人福祉施設としての予算計上をこれまでしておったという認識でありまして、ただ、これを今ほど申し上げましたように、多額の経費がかかるということですぐにやりましょうということは、なかなか申し上げれないんですけども、先ほど申し上げましたように、これからの時代は愛治地域の霜村温泉というよりは、やはり鬼北地域の霜村温泉、成川溪谷休養センターの高月温泉とは一線を画すような、みんなに愛されるような立つ位置というものができれば、それは1つとして提案させていただきたいなというふうに考えております。

以上です。

○3番（末廣 啓君）

最後にお聞きしたいと思います。昨年の西日本豪雨の際に、被災住民の方々に成川温泉や日吉の共同浴場、ましてやB&Gのシャワーまで無料開放されたと思います

が、こういう既存の施設を再開することは、有事の際に利用できるすごく有効な手段だと考えております。

町長今ほど言われましたように、愛治地区よりも住民全体のということで考え方をしますと、有効だと思いますけども、そういうことに関して、もう一度町長の考えをお伺いして、最後の質問とさせていただきたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

災害のほうについては、町内にある体を洗えるといいますか、シャワーができるというところをくまなくといいますか、全部に協力をお願いをして、西予、宇和島の吉田の方、それから肱川、遠くは大洲の方までも来ていただいておりますということなんですけども、先ほども申し上げました、愛治の霜村温泉というものをということは、成川溪谷休養センターは町内外に対してアピールする、ただ、成川溪谷休養センターは、基本的にはつくったときの趣旨は、町内の働く方に使ってもらいたいということでの出発点でありましたけども、県内外、国内の状況を見て憩いの場としての情報発信ということで、成川については、今まで経営、また開発を続けてきた。霜村温泉につきましては、今回の枯渇により休止しておりますけども、これを町内の方々、愛治の方だけではなく、愛治以外の町内の方から愛治に行ってみようやというような気持ちになれるような施策というものができたら一番いいんじゃないかなというふうに私は申し上げたわけであります。そこは御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（程内 覺君）

末廣議員、了承ですか。

○3番（末廣 啓君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それと質問1の（4）について再質問ありますか。

○3番（末廣 啓君）

ございません。

○議長（程内 覺君）

ありませんか。

それでは、以上で末廣啓議員の質問を終わります。

次に、2番、中山定則議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分の予定です。

中山議員、質問1についての質問を行ってください。

○2番（中山定則君）

議席番号2番、中山定則です。

先に通告いたしましたとおり、一般質問を行います。

3問質問します。

質問1、自治体クラウド導入について質問します。

総務省のホームページ、自治体クラウドポータルサイトによりますと、自治体クラウドとは、地方自治体が情報システムのハードウェア、ソフトウェア、データなどを自庁舎で管理運用することにかえて、外部のデータセンターにおいて管理運用し、ネットワーク経由で利用することができるようにする取り組み、いわゆるクラウド化であって、かつ複数の地方公共団体の情報システムの集約や共同利用を行っているものをいうとのことですが、この自治体クラウド導入について3点質問します。

1点目、本町は、来年度から自治体クラウドの導入を予定していますが、自治体クラウドグループの団体数は何団体か。また、何割程度の費用削減効果を見込んでいるのかを質問します。

2点目、自治体クラウド導入を契機として、税金等のコンビニ収納、住民票等のコンビニ交付等の新しいシステムを導入して、住民サービスの向上を図る考えはないか質問します。

3点目、自治体クラウド導入団体の約半数が、基幹系システムに加えて内部管理システム（人事給与システム・財務会計システム・文書管理システム）等のクラウド化も行っていますが、本町も行う予定があるのか質問します。

以上です。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の第1番目の自治体クラウド導入についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の本町は、来年度から自治体クラウドの導入を予定しているが、自治体クラウドグループの団体数は何団体か、また、何割程度の費用削減効果を見込んでいるのかとの御質問についてであります。現在、鬼北町が所属するグループは、主に南予の市町を中心として、7自治体で検討会を構成し、自治体クラウドのための検討を行っております。

平成31年4月には、その7自治体で任意協議会を立ち上げ、導入検討及び構築を行う計画となっております。また、自治体クラウドにおける費用削減効果につきましては、7自治体で試算する必要がありますが、今ほど申し上げました任意協議会において、今後検討されることとなりますので、現時点で詳細の確認はできておりません。

なお、当町では、システム業者選定のプロポーザルを実施し、株式会社愛媛電算のシステムを利用することを決定して、グループに参加しておりますが、そのプロポーザルにおける評価として、単独クラウドにおける費用削減効果は3.96%、約4%と試算されております。

次に、2点目の自治体クラウドの導入を契機として、コンビニ収納、コンビニ交付等の新しいシステムを導入して、住民サービスの向上を図る考えはないかとの御質問についてであります。近年、共働き世帯の増加等による生活様式の多様化に対し、住民の利便性の向上や納付機会拡充のため、24時間いつでも利用できる町税等のコンビニ収納や、住民票などのコンビニ交付に取り組む自治体が全国的に増えてきております。

このようなことから、今回の自治体クラウドの導入においては、コンビニ収納及びコンビニ交付に対応可能なシステムを構築することとしており、帳票等についてもコンビニ収納及びコンビニ交付に対応できるものを作成することにいたしております。

税などのコンビニ収納につきましては、住民の利便性の向上という点では、非常に有効な手段ではありますが、一方、問題点としては、データ伝送に対して別途費用が発生いたしますし、1件当たりの収納代行手数料も口座振替と比較して高価であり、取扱件数によって手数料がかかってきますので、コンビニでの取扱量が増加すれば、少額債券に対するの徴収費用についてもかさんでまいります。

それに比べまして、現在行っている口座振替につきましては、町民の方々が窓口に出向く必要もなく、また、納め忘れもない、手数料も廉価であることから、町といたしましては、口座振替を推奨していくのが望ましいと考えておりますので、コンビニ収納の導入に関しましては、現在のところ、予定をしておりますが、今後においては、近隣自治体の動向等も見ながら検討してまいりたいと考えております。

また、住民票や印鑑登録証明書のコンビニ交付につきましては、運用経費として、データ伝送費用、データセンター利用料、システム保守費、負担金等で月に数十万円の経費が必要となってまいります。当町の規模であれば、この費用に対する効果需要は困難であると思われまますし、将来的に見ても、マイナンバーカードの情報連携の範囲が今後増えていくことが予想されますので、さまざまな手続において、住民票や印

鑑登録証明の添付が不要となってくることも考えられます。

したがって、証明書等のコンビニ交付につきましても、住民サービスという点では、有効な手段であると承知はしておりますが、先ほど申し上げましたとおり、費用負担がかなり大きいため、導入については、慎重に検討してまいりたいと考えております。

なお、休日や夜間の住民票の交付や税の納付などの対応につきましても、コンビニ交付等とは違った形での実施ができないか、現在検討を進めているところでありますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

次に、3点目の自治体クラウド導入団体の約半数が、基幹系システムに加えて、内部管理系システムのクラウド化も行っているが、本町も行う予定があるかとの御質問についてであります。当町におきましては、中山議員御質問にあります、内部管理系のことを内部事務系と称しておりますが、平成31年度の自治体クラウドの構築において、平成32年度運用開始を目指し、内部事務系もあわせて、クラウド化する予定にいたしております。

以上で、中山定則議員の第1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（程内 覺君）

中山議員、質問（1）の再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

自治体クラウドグループの団体数について問いましたが、この南予の7自治体ということですが、本町においては、来年度から自治体クラウド化なんです。総務省のホームページポータルサイトを見ますと、南予地域で31年度から導入目標にしているところはないようなんです。

それと、電算センターとして愛媛電算を選考したということですが、そうなりますと、あと6団体も当然愛媛電算ということになるわけですが、その辺の任意協議会で合意はできているのかどうか質問いたします。

それと、費用のコストの削減効果、4%程度と言われましたが、自治体クラウド化されている自治体においては、全体の半数強で3割以上のコスト削減効果が出ているということなんですか、どうして4%しか出ないのか、その辺についても質問いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

ホームページでの御質問なんですけども、単独で自治体クラウドを県内で1町はもう既に運用されております。そこがたまたまといいますか、愛媛電算であるというこ

とで、うちのほうもプロポーザルをしまして、3業者中2業者のプロポーザルになったわけでありまして、その中で1つ内容としましては、ここが適当であろうという点数での分で業者決定をもちろんしたわけでありまして、この業者決定の部分、地方局長が公表した部分で、今現在、各市町プロポーザル、来年度のプロポーザルを実施して、32年度からの運用開始というものを含めて、そのような形で実施したいというそれぞれの市町の意向も含めての7協議と。

もちろん、それは業者が変わってくるかもしれませんが、今のところはこういうような形である。ただし、それ以外の業者との協議会もあり得ない話ではありませんので、それは難しいところではありますけれども、ただ意向とすれば、今の同業者であるところの意向を示しておるのが7団体であるということでもあります。

それで、任意協議会とはじめ申し上げましたけれども、これが全部契約を済ました後には、法定協議会のほうに移っていくということでございます。多分32年度以降になるかと思えます。

それと、費用削減効果の4%でありますけれども、これはあくまでも基礎的な部分であるというふうには私は思っておりますけれども、ただ実際にプロポーザルをした結果、全部はここでは申し上げられませんけれども、ただ、基礎部分としてプロポーザルをする前にこれぐらいの金額が出るだろうという想定した部分よりも業者さんは金額を落としてきておるといこともありましたので、これ以上の効果は必ずあったというふうには私は思っておりますけれども、その部分がどれぐらいになるかということは正式には申し上げられませんので、ここには書いていないと。

ただし、プロポーザルをお聞きした結果、このような金額として基礎的な部分はこれぐらいはあったことは間違いないというパーセンテージをここでは提示をいたしておるといことでもあります。

以上です。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○2番（中山定則君）

1団体がクラウド化している、その団体が愛媛電算ということで、愛媛電算について検討をしてクラウド化というのは理解できました。

それで、繰り返すわけですが、今クラウド化された全体の半数強が3割以上のコスト削減効果を出している。1割も出ないというのは、どういうことかということと、7自治体加わることによって割り勘勘定とかで経費が下がっていくのか、そういう

部分もあるかとは思いますが、取り組むに当たって、やはりコスト削減を見込んで取り組まない、災害等のためのクラウド化等必要ですが、その辺、再度質問いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

実際に県内としてうちが指定した業者以外のところで考えておるところもあるわけなんですけども、実際に今回のプロポーザルについては、理事者だけではなく、職員にもちゃんとそのシステムを手で触ってもらって、機能等についても検討をしてもらっております。

それと、今話がありました費用対効果の部分、削減効果の部分なんですけども、31年度に更新時期に来ておった鬼北町が、今現在をして今からやっていくという中で、その業者さんがうちと1対1との契約の中でどのぐらいの効果が出たということは、今の段階では言えないんじゃないかな。例えばこれから先、7自治体と契約した後に、実際にそれぞれのプロポーザルで業者、3業者、4業者の中でそれぞれの業者がどれぐらい経費としてグループ、これぐらいあれば、これぐらい削減できたということが、実際の任意協議会の中で個数が確定をしたときに、効果として業者さん側のほうで、これぐらい落とさざるを得なかったとかいうようなことが出てくるんじゃないかと私は思うんですよ。

1対1の業者さんの中で、議員が言われるようなパーセンテージを出せと言われても、それはちょっと難しい。実際の任意協議会の中で7団体のところで実際に契約が全部が完了した時点では、多分その部分は、ここの場で申し上げられるのではないかなと私は思っております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問1の（2）について再質問ありますか。

○2番（中山定則君）

コンビニ収納につきましては、答弁理解できたんですが、コンビニ交付のほうで、交付につきましては、マイナンバーを使っての交付、利用してたと思うんですが、多分マイナンバーの取得率が相当低い、本町においても低いんじゃないかと思うんです

が、そういうことも含めて、コンビニ交付については、前向きに検討したらどうかと思います。いかがでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

これは町の名前は申し上げられませんが、私は私でいろいろ聞いて回ったところ、ある1町は、このコンビニ交付、全国のコンビニ交付をした部分として、導入経費として3,000万円、それから年間経費として、ランニングコストとして500万円という数字を伺いました。これは概算なんですけども、その部分を町としてやるときに、例えばそれがコンビニのほうで、例えば70歳、80歳のおじいちゃん、おばあちゃんが、それをなかなかみんなが使おうとして使われるかどうか、私は現実問題としては、あそこは少ないんじゃないかなと。鬼北町に合った住民サービスをすれば、やはり1対1としてのこういうふうな証明書なり住民票の発行するのが、私はいんじゃないかなと私は考えております。それが基本だと思っております。

もちろん若い方が一杯いらっしゃる市町については、このコンビニ交付というのは、絶大な効果があると思っておるんですけども、ただ、議員言われますとおり、今回検討しておるといような答弁をさせていただきましたけども、若い方向きには、導入経費の3,000万、ランニングコストの500万までは使えませんが、ある程度の経費を導入して夜間の住民サービス、例えば8時、8時半まではどこかで交付が受けれるような形を今検討しておりますので、もうしばらく待っていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○2番（中山定則君）

コンビニ交付については、2月16日の読売新聞で松前町は開始とあります。インターネット上で見ると、小さな村でもコンビニ交付をしているところもあります。そういうところから含めても住民サービスの向上のために再度7自治体、どういうふうにするかということも含めて、検討していただけたらと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

先ほどは、基本的に高齢化率が40%を超えた鬼北町においては、効果は松前町よりも低いと私は思っております。ただ、7自治体が任意協議会を立ち上げた後、その導入経費、またはランニングコストについて、これ以上に下がってくる可能性がないわけではありませんので、そこらも含めて、今議員さんが言われましたように、住民サービスの向上につながるべきものであると私も思っておりますので、経費がもっともっと下がっていくことを期待しているところであります。

以上です。

○議長（程内 覺君）

中山議員、（２）についての再質問はよろしいですか。

○２番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問１の（３）について再質問ありますか。

○２番（中山定則君）

内部管理システムについて、クラウド化のことを質問させてもらったんですが、31年度当初予算で計上されております文書管理システムの関係、この関係については、クラウド化ということによろしいでしょうか。

それと他のシステムについてもバックアップ等の関係もありますので、全てクラウド化をしていく検討をされるのかについても質問させていただきます。

○町長（兵頭誠亀君）

システムの詳細につきましては、総務財政課長のほうから答弁をさせます。

○総務財政課長（佐竹 誠君）

ただいまの中山議員の御質問でありますけれど、文書管理システムにつきましては、現在当町で文書それぞれ管理をしておるんですけれど、今後、書類等の管理上でどういうふうな形で整理をして文書の管理がうまくいくかということを改めて検討し直してきちんとした文書管理ができるようにするために、今回管理システムという形での予算計上をさせていただいております。

具体的にクラウドとかいうことではなくて、文書の管理をどのようにしたらいいかということの主眼に置いて行うものであります。

それと、人事管理システムのことだったと思うんですけれど、済みません、こちらについては、現在のところ、まだ詳しい検討は行っておりません。

以上であります。

○２番（中山定則君）

内部管理システムにつきましては、クラウド化のメリットであります7団体が参加することですので、7団体での業務の標準化ということも可能だと思いますので、十分その辺も検討されて、そういうシステムも7団体共通にするとかいうことも今後検討したらどうかと思いますが、今言われた点については理解いたしました。

○議長（程内 覺君）

答弁よろしいですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問1の（3）の再質問は以上でよろしいですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、以上で質問1については、終了をします。

続いて、中山議員、質問2についての質問を行ってください。

○2番（中山定則君）

鬼北総合公園の件について、3点質問をいたします。

鬼北総合公園につきましては、宇和島地区広域事務組合から鬼北町に31年4月1日から鬼北町の施設になるわけですが、その管理について、直営なのか、指定管理なのかについて質問をいたします。

2点目、鬼北総合公園の利用促進のため、散歩コース、ジョギングコースを設定するなど、魅力ある公園づくりに取り組んでいく考えはないか質問します。

3点目、鬼北総合公園体育館アリーナに熱中症対策及び指定避難所としての機能強化のため、空調設備（冷暖房）を設置する考えはないか質問します。

以上です。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の第2番目の鬼北総合公園についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の平成31年4月1日からの管理はどのようになるかとの御質問であります。現在は御存じのとおり、宇和島地区広域事務組合が、鬼北町スポーツ協会を指定管理者に指定し、その契約のもと管理業務が行われております。

4月1日に、鬼北町に財産移管された後につきましても、引き続き鬼北町スポーツ協会を指定管理者として指定し、管理・運営をお願いしたいと考えており、議案第5号で指定管理者の指定についての議案を提案いたしております。

鬼北町スポーツ協会は、当協会が約9年間に至る宇和島地区広域事務組合からの指定管理期間中、安全で円滑な管理・運営を行ってきた実績とともに、地域に密着した

施設を有効活用する各種イベントの開催やスポーツ振興に努め、スポーツ競技団体を中心に地域住民と厚い信頼関係を構築されております。

以上のようなことから、4月1日以降も、鬼北総合公園の管理については、鬼北町スポーツ協会にお願いしたいと考えております。

次に、2点目の利用促進のため、散歩コース、ジョギングコースを設定するなど魅力ある公園づくりに取り組んでいく考えはないかとの御質問であります。4月から鬼北町に財産移管となりますので、これまで以上に施設の有効活用を図るため、新たな取り組みや、魅力あるイベントの開催に努め、大勢の方に利用していただきたいと考えております。

中山議員御提案の散歩コース、ジョギングコースの設定については、新たな利用者の獲得や、現在利用している方の付加価値にもなり、利用促進の有効手段になると考えられますので、コース設定や費用等を含めて検討していきたいと考えます。

最後に、3点目の体育館アリーナに熱中症対策及び指定避難所としての機能強化のための空調設備を設置する考えはないかとの御質問であります。御案内のとおり、鬼北総合公園は、本町の指定避難所として指定しているほか、愛媛県地域防災計画において、原子力災害発生時における避難先候補施設となっております。そのほか、小学校、中学校の体育館につきましても、本町の指定避難所として指定しているところではありますが、現在のところ、いずれも空調設備は未整備の状況であります。

中山議員の御質問にありましたように、空調設備を整備することによって、避難された住民の方々に少しでも快適に過ごす環境を提供できることから、避難所の機能強化にはつながるものと考えておりますが、町の財政状況、事業の優先順位、整備費用、整備後の維持管理経費等を考えますと、国の補助金、起債等の財源措置がなければ、全部の施設について避難所として空調設備を整備することは、なかなか困難であると申し上げざるを得ない状況であります。

今ほど申し上げたようなことから、現段階では、直ちに空調設備を整備することにはならないと考えておりますが、事業費、ランニングコスト、財源等について調査を行い、鬼北総合公園全体の整備計画の中で、検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

以上で、中山定則議員の第2番目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（程内 覺君）

中山議員、質問2の（1）について再質問ありますか。

○2番（中山定則君）

ありません。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問2の（2）について再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

鬼北総合公園の利用促進の件、もう一つリフレッシュ広場について、町のホームページに載ってないようなので、その辺も載せていただけたらと思います。

なお、そういう提案を受けていただいて、そういうコース等できましたら、またホームページ等に掲載するなり、回覧、広報、そういう形でのPRについて提案いたします。

○議長（程内 覺君）

中山議員、質問でしょうか。

○2番（中山定則君）

はい。そういうPRについてどう考えるか質問いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

多分議員さんも御案内のとおり、現在、広域のほうで長寿命化計画というものを策定しておりまして、その事務担当のほうは教育委員会のほうで行っておりまして、御承知のとおり、テニスコートを今現在整備をしておるところであり、再整備をしているということです。リフレッシュ広場も含めて、4月以降、PR活動を十分やっていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（程内 覺君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問2の（3）について再質問あります。

○2番（中山定則君）

最近の地球温暖化の影響で夏の暑さは異常でありまして、体育館アリーナには熱中症のおそれがあると思っております。

6月後半、7月、8月、9月あるいは10月上旬、アリーナで多くのレクバレーの試合とか、ミニバスの試合とかが計画されておりますし、昨年度も実施されて、本年度も計画されているようです。

必要性はあるが財政等を見てということではなくて、3番目の質問にもあるんです

が、長期計画の中に入れるような考えはないのかについても質問します。

それと、東京都においては、もう小・中学校の体育館エアコン補助を東京都が行っていることも出ておりますし、今日の愛媛新聞を見ますと、小・中学校教室に続いて体育館という答弁にもとれるような感じにはあったんですが、ということで、県あるいは国、そういう補助等も活用いただいて、ぜひとも早期に設置する考えはないか、再度質問いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

鬼北総合公園の体育館と各小・中学校の体育館とは少し意味合いが私は違うと思っております。それは各小・中学校については、御承知のとおり、現在、空調設備の整備を行っております。本当に住民の方々が集会所ではなく、エアコン等がある学校に来たときには、小学校の現在子どもたちが勉強しているところ以外の特別教室もございいます。そういうところを緊急時には使うことか最低でもできるというふうに私は思っております。

ただ、先ほど申し上げましたように、鬼北総合公園体育館については、広い割には議員が言われましたとおり、広い中では何もないわけですから、今あるのは多目的室にあるだけでありまして、体育館等についても、あるべきだろうと。

これはもう終わったことなんですけども、国体のバレーの4市町、伊予市、伊方、八幡浜、鬼北とやったときに、エアコンが当初あったのは、伊方だけでありました。そこから、そのとき、もう国体がある7年前なんですけども、一番はじめのときには、もうエアコンはつける必要はないよねと。10月やもんねということで、担当者レベルでは、もう伊方以外3市町は全くつけるつもりはなかったんですよ。そこから、やはり各市町それぞれのお考えによって、結局鬼北以外の二つについては、新しく整備をしたという状況がありました。

鬼北町においても、私もできればやりたいなということもありまして、問い合わせをしましたところ、強靱化対策の中で、体育館の整備について緊急防災対策事業債の対象になりそうだと、なるかもしれないというふうなところがありますので、そこらあたりができれば、財政的な裏づけをもって、具体的な施策、事業内容を計画しなければならない、中期計画のほうにもそういう思いで、できれば計上したいなというふうに考えております。

以上です。

○2番（中山定則君）

ちょっと言い忘れとったんですが、現在の市民体育館等は、空調設備があるのが当

たり前になっています。鬼北総合公園の事務所に大きな大会の問い合わせがありますが、空調設備がないため、大会が開けない状態が続いております。

今答弁いただいたようなことで、早急に計画に入れるべきだと思いますが、再度質問します。

○町長（兵頭誠亀君）

当たり前と言われましたけども、鬼北総合公園体育館のほうにエアコンが必要あるかないかの審議につきましては、その当時の議会でも協議をさせていただいておりますから、そのときには、それが当然だったということでありまして、これから先、検討したいというふうな答弁をさせていただいておりますから、当たり前だからやれというふうな言い方は控えていただきたいと思います。

ただ、言われるとおり、私自身が調査をした分についても、近永地区においては、35年前から9月の最高気温が3度上昇しているのは間違いありませんので、そこらあたりを考えると、必要なんじゃないかなということも私も考えておりますので、前向きに検討したいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（程内 覺君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

ちょっとひっかかるといいますか、建設当時と現在は地球温暖化等で異常気象、状況は全然違います。建設当時は空調設備がなくともという感じですが、もう現在、今の状況で市民体育館等、当然空調設備があるという、それが当たり前といいますか、この体育館もエアコンがあるんだというのは、皆さん感じられるということではなかった。

○議長（程内 覺君）

答弁要りませんか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

以上で質問2については、終了します。

続いて、中山議員、質問（3）についての質問を行ってください。

○2番（中山定則君）

質問3、第二次鬼北町長期総合計画について、2点質問します。

前期基本計画の3年間で間もなく終わりますが、過去2年間の主要な施策の成果で

は、目標値を上回っている項目、現状のままの項目とまちまちです。残り2年間の前期基本計画の施策実行に向けて、町長はどのようなスタンスで取り組んでいく考えであるのかをお聞きします。

2点目、2021年度からの後期基本計画の作成に当たっては、2019年度から2年間かけて、各課で前期基本計画の施策項目の整理・見直しを行い、全庁への調整を済ました上で、財政的な裏づけをもって、具体的な施策、事業の内容を計画策定する考えはないか質問いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の第3番目の第2次鬼北町長期総合計画についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の残り2年間の前期基本計画の施策実行に向けて、町長はどのようなスタンスで取り組んでいく考えであるかとの質問であります。平成28年度に策定した鬼北町長期総合計画における前期基本計画は2020年度が最終年度となります。まちづくりを総合的かつ計画的に進めるための指針として、これまで3年間この計画に基づき施策を進めているところであります。

中山議員が御指摘のとおり、施策の項目によっては、既に目標値を達成しているものもありますが、中には目標値に達成していないものもあり、その要因については、毎年度、役場の関係課や総合戦略策定委員会で検証しているところであります。

当町といたしましては、残り2年となりました前期基本計画の推進について、全庁挙げて引き続き取り組んでいくことはもちろんであります。本町を取り巻く社会経済情勢や前期基本計画の実績等を踏まえ、本町の特性を生かした地域づくりの方向性を明らかにするとともに、住民の視点に立った多くの住民の参加による持続可能で自立したまちづくりを目指し、項目や目標値の見直し作業を進め、2021年度から実施する後期基本計画へつながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の2021年度からの後期基本計画の策定に当たって、財政的な裏づけをもって、具体的な施策、事業の内容を計画する考えはないかとの質問であります。鬼北町長期総合計画における後期基本計画については、2021年度から2025年度までの5年間となっております。今後、基本計画の策定について検討を進めていく必要があります。

それとあわせて、平成27年度に策定した鬼北町人口ビジョン・総合戦略についても、2019年度が最終年度となりますので、来年度中の策定を予定しております。

後期基本計画の策定に当たっては、各課で基本事業ごとに時代適合性、補完性、効

率性、有効性及び地域性の視点から評価を行い、今後の方向性や住民との協働に向けた課題について検討を加え、そうした検証を踏まえて、前期基本計画の施策の効果や、問題点などの洗い出しを十分に行い、全庁で課題の共有を図りながら、施策を打ち出す必要があると考えております。

そうしたことから、後期基本計画の策定に向けての検討を1年前倒しして、鬼北町人口ビジョン・総合戦略の策定とあわせて実施し、両計画の整合性を図りながら、策定作業を進めてまいりたいと考えております。

施策の具体化につきまして、基本的には財政状況を考慮しながら、後期基本計画の各施策方針に基づいた事業を具体化していくことになると考えております。全ての施策を実現するのは難しいにしても、少しでも鬼北町民の満足度が向上するよう、可能な限り施策の具体化に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、後期基本計画の推進に当たりましては、議会の御理解と御協力、並びに町民との協働が大切であると考えておりますので、今後とも御指導と御助言をいただきますようお願い申し上げます、中山定則議員の第3番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（程内 覺君）

中山議員と、質問3、（1）について再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

前期基本計画5年間で終了するまでに平成32年度、平成20年度までに手をつけていない項目、着手しているが目標値に届いていない項目について、積極的に取り組んでいく考えはないか再度質問します。

○町長（兵頭誠亀君）

詳細につきまして、企画振興課長のほうから答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

ただいまの御質問でありますけれども、目標値に達していないもの、また、達しているものについて、それぞれの質問があったんですけども、目標値に達していないものについては、先ほど町長の答弁にもありましたように、毎年そういった進捗状況であるか、達成状況であるとかを総合戦略の計画委員会、審議会で検討しております。それをもって、関係各課にそれを戻しまして、そういった状況であるので、目標値になるべく近づくような努力をしてくださというふうなことでやっておりますので、今後もそういった方向で取り組みたいというふうに思っております。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○2番（中山定則君）

今の理解できたんですが、手をつけていない項目、平成29年度の主要な施策の成果については、鬼北町長期総合計画をもとに成果を出されていますが、そこで項目として上がってこない項目も私ざっと全部見返したんですが、あるわけなんです、その辺について手をつけてないものについて積極的に取り組んでいただきたいと思いますが、再度質問します。

○町長（兵頭誠亀君）

鬼北町の職員は、この計画を立てる上でこれを達成しようということで頑張っておるわけでありまして、議員さんが言われるとおり、手をつけてないというふうなことでやっておることはありません。手をつけられないということが本当であろうと思っております。

やはり計画は実行として全部したいのは、もう当然なんですけども、やはりいろいろな関係でそこに手をつけられない状況があるということは、御理解いただきたい。逆にそこがあるんでありますので、そこはどうして手をつけられないのかというふうなところで協議を重ねていって、なるべくそれが達成できるような方法として御指導いただければ幸いです。

以上です。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○2番（中山定則君）

手をつけられない、言い方が悪かったかもしれないんですが、主要な施策の成果には載せていただいて、検討したができなかったとか、実施状況及び成果等のところに記載をいただいたらと思います。そういうことを30年度の主要施策の成果でしていただいたらと思いますが、どうでしょうか、質問いたします。

○町長（兵頭誠亀君）

確かに私も全部を見返したわけではないんですけども、中身としてできていない部分については、お詫びを申し上げます。

いろいろ各課においては、それを手をつけられない理由はあるにしろ、それは弁解でしかないということでもありますので、計画がある以上は、それを1%でも、10%でも前向きにするのが行政だろうと思っておりますので、そこについては、お詫びを申し上げ、これからなるべく前向きに進むように頑張ってもらいたいと思います。

○議長（程内 覺君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、中山議員、質問3の（2）について再質問はありますか。

○2番（中山定則君）

先ほど答弁あったんですが、平成31年度一般会計当初予算に、第2次鬼北町長期総合計画・総合戦略策定業務委託料が計上されています。

先ほど答弁がありましたが、総合戦略の計画期間が平成31年度までのためだと思います。それで、長期総合計画後期計画に向けて2年間検討するということではと思います。長期総合計画は町の最上位の計画であります。後期計画策定に当たっては、決められた長期総合計画の6つの基本目標実現のために、各年度において実施する事業を予算計上できる財政計画を立てておく必要があると思います。

この点、先ほどの答弁ですと、財政状況を見ながら考慮するのではなくて、予算計上できる財政計画にしていくべきではないかと思うんですが、町長のお考えをお聞きします。

○町長（兵頭誠亀君）

議員が言われる意味は十分わかってるんですけども、例えば、国の法律の改正、あるいは県の方針、知事の3期目に当たって人口減少の対策、それから災害対策、それから産業振興というような三本の柱を立てられておりますけども、それにどう町がかかわっていくかということも5年前からわかるわけではないわけでありまして。

先ほど中山議員から御案内がありました、空調設備についても、じゃ5年前に小・中学校を全部やるべきかというふうな話が議会に出ているかどうか、やはり2年、3年、5年のペースで時代は変わっていくということを私も実感しておりますし、先ほど言いました、上位計画である長期総合計画以外に、新町の建設計画やあるいは過疎計画、辺地計画、産振計画、現在は下水道とか、それから子どもの子育て支援の計画、もういろんな計画が、国の法律のもとできまして、それを1つでも多く努力をし、その施策を実現するために予算計上しなければならない。そういうふうなことを考えれば、やはり財政状況を見ながらというふうな答弁しかないのではないかなと私は思っております。

ただし、やはり先ほど言われました総合公園の空調化とかいうふうな、本当にこれ

は災害に対する備えとしては、早急にやるべきことだというふうな考えも持っておりますし、そこらを考えて合わせて、長期総合計画と中期財政計画を今からも重く重く受けとめて展開していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○2番（中山定則君）

最後に、後期基本計画においては、項目で事業費を伴うものについては、事業費の概算額も表示することも必要ではないか。各自治体においては、結構細かな実効性のある計画を立てておられるところが多いようなので、鬼北町におきましても、事業費等を後期基本計画に記載したらどうかと思いますが、町長のお考えをお聞きします。

○町長（兵頭誠亀君）

計画資料の中身の詳細の提示方法については、企画振興課長のほうから答弁をさせていただきます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

計画書の策定につきましては、先ほど議員のほうで申し上げましたように、平成31年度の予算に計上させていただいて、1年前倒しでやらせてもらうようになっております。計画の策定に当たりましては、計画策定委員会、それから審議会、それと、また課長でつくります行政企画委員会と、そういったものを組織しましてつくっていきますので、今ほど言われました内容を盛り込むというふうなことも、その折に審議をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（程内 覺君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（程内 覺君）

以上で、中山定則議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩をします。

再開を午前10時50分とします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時50分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、山本博士議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分の予定です。

山本議員、質問1についての質問を行ってください。

○4番（山本博士君）

議席番号4番、山本博士です。

先に通告しましたとおり、質問をいたします。

質問1、西日本豪雨災害について。

来るであろう大震災に向けての対応をするため、あらゆる準備が必要であると考え、質問をいたします。

（1）昨年7月の豪雨災害を受け、今回の災害対応、災害対策本部及び地域防災計画の見直し等を含め、検証を行ったかお伺いをいたします。

（2）今後、町職員に対する防災研修や災害対策本部運営研修を実施していく予定はあるのか伺います。

（3）鬼北町にも大小の河川があるが、今回の豪雨でどの河川も土砂が堆積し河川断面を侵しているが、どう対処するのか伺います。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、山本博士議員の第1番目の西日本豪雨災害についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の7月豪雨災害を受け、今回の災害対応、災害対策本部及び地域防災計画の見直し等を含め検証を行ったか問うとの御質問についてであります。7月豪雨におきましては、鬼北町では、これまで経験したことの無いほどの災害が発生したため、全庁を挙げて災害の対応に当たってまいりました。

災害対策本部におきましては、発災初期は、人命を最優先するという方針のもとで対応を行い、避難勧告を発令した7月7日から翌日8日にかけては、多数の避難者に対応するため、第3配備体制（全職員配備）をとり対応してまいりました。

しかしながら、大半の職員が甚大な被害を経験したことがないことから、迅速な判断による対応の難しさなどを経験し、有事の際の教訓になったものと考えており、今後も広い範囲の職員を対象に訓練を重ねてまいりたいと考えております。

次に、7月豪雨の検証についてであります。11月に愛媛県が7月豪雨災害対応検証委員会を設置し、現在までに3回の委員会が開催されているところであります。

この災害対応検証委員会は、大学教授のほか、消防、自衛隊、気象台、警察の幹部職員、被災市の副市長、県の各部長等17名の委員で構成されており、鬼北町は委員会のメンバーには入っておりませんが、被災した町として、検証委員会が実施する職員アンケート、被災者アンケート、職員や自主防災組織へのヒアリング等の検証に参加をしているところであります。

県の検証委員会では、3月末を目途に検証結果を取りまとめる予定としておりますが、ほかの被災市町の課題の中にも、鬼北町と共通するものがあると考えておりますので、課題や改善点とあわせて、今後の対応に生かすとともに、地域防災計画についても、検証結果をもとに、必要箇所については見直しを行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の今後、町職員に対する防災研修や災害対策本部運営研修を実施していく予定はあるのか問うとの御質問であります。12月2日に町内全域で実施した鬼北町防災訓練において、7月豪雨災害時の災害対策本部の運営の中で改善点を考慮し、災害対策本部の運営訓練を実施したところであります。

具体的には、まず本部員が到着次第、順次庁舎の安全点検を行い、建物の損傷、断水、停電等がないか、本部機能に支障がないか確認を行いました。次に、職員の参集状況の把握などを行い、本部長到着による指揮命令者交代訓練を行いました。

また、住民等からの被害通報を想定した災害発生訓練は、本部員が優先度に応じて情報収集カードを仕分けし、ホワイトボードに記載することで、情報を共有する訓練を行ったところであります。

さらには、通常は危機管理系の職員が災害情報のシステム入力を行いますが、有事の際にはほかの職員も機器の操作ができるように研修を行い、複数の職員が対応できる体制を整えることにいたしました。

また、北宇和病院にテントを設営して、職員が患者役と家族役とに分かれて、患者の重症度に基づいて、治療の優先度を決定して選別を行うトリアージ訓練も行ったところであります。

また、訓練当日は、全職員を対象に、防災研修として避難所で役立つ防災グッズ作成研修、鬼北消防署長による防災講話を受講したところであります。訓練や研修は何度も繰り返すことが重要ですので、機会を捉えて、今後においても引き続き研修を行ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の今回の豪雨でどの河川も土砂が堆積し河川断面を侵しているが、どう対処するのかを問うとの御質問であります。河川を区別いたしますと、国から管理を委託されて県が管理する1級・2級河川、町が管理いたします準用河川、それ以外の普通河川となっております。これらの河川につきましては、経年堆積により河川断面が上昇しており、地元からの要望に対処していく形で河床掘削を実施しております。

県管理河川につきましては、平成27年度から平成29年度の3年間に、11河川の河床掘削を実施していただいたところですが、平成30年度におきましては、2つの河川の掘削を実施していただくとともに、今年度実施予定であったほかの2つの河川の掘削については、平成31年度に繰り越しして実施する予定であると伺っております。

また、町管理河川につきましては、平成29年度に地元からの要望を受け、興野々地区の興東川において、約200立米（4トンダンプ110台分）の河床掘削を実施するとともに、平成30年度におきましては、畔屋地区の申谷川で、3トンダンプ、120台分の土砂を処理しております。

議員御指摘のとおり、西日本豪雨の影響で多くの河川に土砂が堆積いたしました。先ほど説明した経年堆積分も合わせまして、県管理河川につきましては、県担当部局へ河床掘削を依頼するとともに、町管理河川につきましては、現場を確認し、緊急性の高いものから対応してまいりたいと考えております。

また、西日本豪雨により土砂が堆積した普通河川につきましては、降雨の際に、浸水等で地域住民の生活に著しく支障を来すおそれのある箇所について、町単独災害復旧工事として対応しているところであります。

以上で、山本博士議員の第1番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（程内 覺君）

山本議員、質問1（1）について再質問はありますか。

○4番（山本博士君）

県の検証はあったように言われておるんですが、町独自でこの災害に対しての検証は行ったんでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

検証の中身、委員会の設置には至っておりませんが、現在の30年度につきましては、それに基づいた、先ほど申し上げました訓練を行っておるところであります。検証の中身につきましては、総務財政課長のほうから答弁をさせます。

○総務財政課長（佐竹 誠君）

ただいまの検証についてでありますけれど、訓練、まずは災害対策本部の指揮命令系統を発信するところについて、どうすべきかというところが、まず肝心になるかなということがありまして、先ほど町長が申し上げましたとおり、本部での指揮命令系統含めましたことについて、見直しをするべきであろうというふうなことで検証を行ったところであります。それを受けて、町の職員の訓練にも生かしていっているというような状況であります。

なお、県のほうからの検証のまだ結果については、うちのほうにも情報は寄せられておりませんので、なお今後におきましては、それを受けまして、さらに十分な検討については、検証を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○4番（山本博士君）

今回の豪雨災害の検証を行うのは当然であり、その際に、やはり外部の見識者というか、外部目線での評価を受けるのが重要ではないかと思いますが、その辺いかがお考えでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長から答弁をさせます。

○総務財政課長（佐竹 誠君）

今回の県のほうの検証委員会があったんですけれど、そちらのほうで外部委員でありますので、そういったところと連携ができないかというふうにも考えたんですけれど、すぐの対応はちょっと難しいかなということもありまして、行っていない状況であります。今後については、外部の方々、それぞれ各市町で災害を受けられたところについては、外部委員とかを含めまして検証を行っているところがありますので、今後、当町においても、そういったことができるのかを含めまして検討をさせていただきたいと考えております。

○4番（山本博士君）

今回聞く話によりますと、土のうが足りなかったとか、連絡体制ができてなかったとか、給水車が必要ではないか、そういった声が聞こえたんですが、その辺どうお考えでしょう。

○町長（兵頭誠亀君）

今言われた苦情といいますか、御批判というものが、消防団とか、一般の町民の方

であろうかと思うんですけども、御批判はもちろん、それはごもっともなんですけども、先ほど申し上げましたように、指令系統についての御批判について、先ほど財政課長が申し上げましたように、一回ここで再度訓練をする。それと、給水車については、松山市より給水車2台を貸していただいて対応したと、申しわけありません。1台で対応したというところでもあります。

それと、御承知だと思いますけども、平成31年度に県の防災訓練が鬼北町、松野町で行われます。そこで、鬼北町に今足りないもの、すぐに対応せないけんものというのが、逆に御指導いただけるのではないかと私は思っております、それとともに、小さい町、1万人規模の町でどのような対応が必要なのか、市のレベル、町のレベル、町民の方々の、年配の方が一杯いらっしゃる鬼北町ではどのような対応ができるのかということをやはり検証していくべきだなと思っておりますので、議員が言われるとおり、検証そのものについては、外部の方、例えばそれが大学の教授であるか、それが例えば消防関係者、警察関係者になるかどうかわかりませんが、鬼北の実情というものをよく御存じの方にやっていただくのが私はいんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○4番（山本博士君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、山本議員、質問1、（2）について再質問はありますか。

○4番（山本博士君）

町職員に対しても大変訓練、研修が行われているようなんですが、その際に、防災の訓練指導員とか、そういった方を呼ばれて訓練をされているんでしょうか、研修されているんでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

総務財政課長のほうから答弁をさせます。

○総務財政課長（佐竹 誠君）

今回におきましては、外部からの方については、呼んでおりません。町内の中で、それまで危機管理関係で、そうですね。愛媛県と消防署のほうから来ていただきました。

訓練の指導者ということですので、そういった方についても、今後はまたさらに当町に来ていただいてやる必要はあるかなというふうに考えております。

○議長（程内 覺君）

山本議員、了承ですか。

○4番（山本博士君）

了承です。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問1の（3）について再質問ありますか。

○4番（山本博士君）

この土砂をまだのけられてない河川というのは、あと何か所ぐらいあるんでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長から答弁をさせます。

○建設課長（上田 司君）

ただいまの議員の御質問ですが、今の段階でも県の管理河川につきましては、堆積土砂除去の要望が出ております。随時、県のほうには連絡をしておりますが、正確な数字は私どもで直接地元の方からお伺いしとる分、また直接県のほうにもお願いされとる分がありますので、県管理河川につきましては、どれぐらいの河川の本数が要望が出るとというのは、今のところわかっておりませんが、ただ、町管理河川につきましては、今のところ要望があった分につきましては、対応をしております。

以上です。

○4番（山本博士君）

まだ土砂を取り除きできてない河川が多いかと思うんですが、今回もし今年度もあのような豪雨災害が来れば、氾濫を起こす河川も多いのではないかと大変心配をしているところであります。ぜひ県のほうにも早く土砂をのけていただくように進めていただきたいと思います。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○4番（山本博士君）

はい。

○議長（程内 覺君）

続いて、山本議員、質問2についての質問を行ってください。

○4番（山本博士君）

質問2、少子化対策について。

昨日、参院の予算委員会でも取り上げられておりましたが、国を挙げての問題であろうかと思えます。

（1）現在の少子化対策について取り組みを伺います。

（2）今後の取り組みとして、お祝い金制度などの考えはないか伺います。例えば1人目は30万、2人目は60万、3人目は100万、そういった考えはないか伺いをいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、山本博士議員の第2番目の少子化対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の現在の少子化対策について取り組みを問うとの御質問についてであります。議員御案内のとおり、少子化につきましては、当町だけの問題ではなく、全国的に深刻な課題となっており、当町での平均年間出生数は、平成10年度から19年度までの10年間で、83人であったのに対し、平成20年度から29年度までの10年間の平均年間出生数は52.8人となっており、30人も減少しているということで、大変危惧をしているところであります。

ここでは、主として、子育て支援を中心にお答えさせていただきます。

まず、当町の少子化対策といたしまして、平成28年4月から不妊治療費の助成事業を開始しております。県の制度では、人工受精など特定不妊治療のみが対象であり、所得制限を設けてありますが、当町では、特定不妊治療だけでなく、ホルモン療法など医師が認めた一般不妊治療に対しても助成することとしており、所得制限も撤廃し、できる限り多くの対象者に利用していただけるような制度設計支援を行っております。

また、子どもを安心して産み育てることができる環境を整えるため、乳幼児紙おむつ券の交付を実施しておりますが、県の補助対象が第2子以降となっているのに対し、鬼北町では、これに第1子を補助対象として加え、町単独事業として助成を行っております。

次に、保育料の軽減措置として、世帯で生計を一にしている子どもが複数いる場合、子どもの年齢にかかわらず2人目を半額、3人目以降を無料とする措置を行っております。この措置は、国の制度では所得制限を設けておりますが、町ではこの制限を撤廃し、負担の大きい多子家庭、多くの子と書きますが、多子家庭の経済的な軽減を図っております。同様に、放課後児童クラブにおきましても、同一世帯で2人以上入会

した場合には、2人目以降を半額とする措置を行っております。

また、平成28年4月からは、県内で唯一、高校生までの医療費無料化に取り組み、子育て世帯の経済的な負担軽減を図り、関係者の皆様から好評をいただいているところであります。

次に、お子さんが小学校に入学された際には、就労により保護者がいない児童支援策としまして、放課後児童クラブ、放課後子ども教室を設置するなど、児童の安全管理に努めながら、仕事と子育てを両立できる環境づくりに取り組んでおります。

また、子育てに不安を持つ親の相談支援として、子育て支援センター「ゆめぼけ」の設置や、母子保健施策として、出産後における保健師の赤ちゃん訪問、育児相談、離乳食指導や3・4か月児童検診、1歳6か月児検診、3歳児検診、5歳児検診と切れ目のない子育て支援を行い、子育て世代が安心して暮らしていただけるよう努めております。

以上、まだまだ十分な施策に至っていないかもしれませんが、今後も引き続き、若い世代が安心して子どもを産み育てていけるまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

次に、2点目の今後の取り組みとして、お祝い金制度などの考えはないか問う。例えば1人目は30万円、2人目は60万円、3人目は100万円、そういった考えはないか問うとの御質問であります。議員御質問の出産祝金につきましては、全国でも若者の移住定住を促進する対策の1つとして実施されている自治体もあり、県内においても、同様の趣旨で制度を制定されている市町もあります。

当町におきましても、子育て世帯における負担の軽減を図るとともに、次世代を担う若者を支援するため、今年4月から、子育ての節目である子どもの出生時と小学校入学時に給付金を支給することを想定し、それに必要な予算を平成31年度当初予算に計上をいたしております。本定例会におきまして、議員の皆様のお理解を得られましたら、平成31年度から実施したいと考えているところであります。

この給付の内容といたしましては、児童1人につき出生時に5万円、小学校入学時に5万円を予定いたしております。

山本議員御提案の金額には至りませんが、当町では、先ほど申し上げましたように、第1子からの紙おむつ券の交付や、高校生までの子ども医療費の無料化を町単独事業で実施をいたしております。基本的には、祝金のように一時金として多額の金額をお渡しするよりも、紙おむつ券の交付や子ども医療費の助成のように、使った費用に対して補助を行うことが確実に子育ての費用に充てていただいたと判断できますし、よ

り効果的であると考えておりますが、子育ての節目である子どもの出生時と小学校入学時に、町民の皆さんみなでお祝いし、子育て世代を応援したいとの思いから、来年度からは、一時金の給付とそういった事業を組み合わせた形での助成を実施してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

以上で、山本博士議員の第2番目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（程内 覺君）

山本議員、質問2、（1）について再質問はありますか。

○4番（山本博士君）

了解。

○議長（程内 覺君）

了解ですか。

それでは、質問2の（2）について再質問はありますか。

○4番（山本博士君）

確かにいろんな考えはあろうかと思いますが、まず、子どもが欲しいと思ったとき、出産費用、おむつ代、ミルク代等々費用がかかってしまいます。少しでもそのときに補助ができれば前向きに考えられるのではないかと思います、どうお考えか伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

愛媛県内の町として過疎化が進んでいる町の部分の今ほど言いました奨励金について調査をしたところ、大きいところで第3子、100万円というところがありましたけども、近隣の平均が10万円でありました。それと、一番高齢化が進んでおる久万高原については5万円でありました。

出産のほうは3万円、結婚のほうは2万円でございました。

各市町の施策の違いがあるということで、多分ほかの議員さんからもインパクトということで鬼北町も頑張っているんだと、子育てに力を入れているんだというところを出すためにということもあったんですけども、ただ、これについては、現金でありますので、それに対する効果というもの、これが実際に子どもが多くなってくるというふうなことに実際にどれだけの効果があるのかということ、各市町にまた今度伺ってみたいけんかなと思っております。ただ、これを出産時に10万円にしてしまいますと、この近年、少子化対策ということで、各都道府県、国が施策として展開しとる中で、不公平感になるべく出ないように、小学校と生まれたほうに分けたわけで、5歳、6歳児を持っている家庭にもその恩恵があるようにということで、工夫をした

つもりではございます。

以上です。

○議長（程内 覺君）

山本議員、了承ですか。

○4番（山本博士君）

了承です。

○議長（程内 覺君）

以上で質問2については、終了をします。

続いて、山本議員、質問3についての質問を行ってください。

○4番（山本博士君）

質問3、ICTの活用教育について。

（1）ICT機器に要した予算は、ソフトを含め幾らなのか伺います。

（2）ICT機器操作をマスターしている教員は、何名ほどいるのかお伺いたします。

（3）ICTを活用した授業は、週何時間実施しているのか伺います。

（4）ICT活用によって子どもたちの学力向上はもちろんでありますが、教職員の長時間労働の軽減に利用する考えはないか伺います。

（5）今後のICT活用教育をどう進めていくのかお伺いたします。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○教育長（筒井 亀君）

それでは、山本博士議員の第3番目のICT活用教育についての御質問にお答えいたします。

町内の小中学校におけるICT機器の整備については、広見地区では平成13年度に、日吉地区では平成11年度にパソコン教室を整備し、デスクトップパソコンとプリンターを設置いたしました。その後、鬼北町となり、古くなった機器を更新するため、平成21年度に国の交付金を活用して、デスクトップパソコン、プリンター、電子黒板、授業支援ソフトウェア及び教職員の校務用ノートパソコン等を整備いたしました。

その後、年数が経過し故障が多くなったため、平成27年度に現在の機器を整備したところであります。

まず、1点目のICT機器に要した予算は、ソフトを含めて幾らなのか問うとの御

質問についてであります。町内小中学校におけるICT機器の整備状況は、小学校ではタブレット型パソコンを88台、中学校ではデスクトップ型パソコンを57台、アイパッド57台を整備し、パソコン以外ではプリンター、プロジェクター、マグネットスクリーン、書画カメラなどを整備しております。

ソフトウェア関係では、マイクロソフトオフィスのほか、授業支援ソフトウェア、デジタル教科書などを整備するとともに、教職員の校務用としてノートパソコンを114台と校務支援ソフトウェアを整備しておりますが、LAN配線や設置費用を含めて、総額2億579万8,000円となり、これらについて5年間のリース契約を締結して、平成32年度末まで月々343万円のリース料を支払うことになっております。

また、平成29年11月には、機器の活用を向上させるため、全ての普通教室及び理科室にプロジェクターを41台、マグネットスクリーンを62台整備し、費用は1,115万9,000円となり、これについても5年間のリース契約を締結し、月々18万6,000円のリース料を支払っております。さらに、今年度において、小学校の複式学級の児童全員がタブレットパソコンを使った授業ができるよう、愛治小学校に3台、泉小学校に6台を追加配備するとともに、近永小学校では、1学年2学級で同時に利用できるよう10台を追加配備し、費用は475万7,000円となり、これを、平成30年12月から平成27年度に整備した機器のリース終了日に合わせて、平成32年度末までのリース契約を締結し、月々17万円を支払う予定としております。

したがって、これらを合計すると、ICT機器の整備に要した金額は、2億2,171万4,000円となり、月々378万6,000円のリース料を支出しております。

次に、2点目のICT機器操作をマスターしている教員は何名ほどいるのかを問うとの御質問であります。小学校では、パソコンにインストールしているソフトウェア類を利用して授業を行える教員は、通常授業を行わない校長や養護教諭を除いた教員38名のうち約90%、デジタル教科書を利用して授業を行える教員は100%であり、ほとんどの小学校教員が授業に困らない程度使えるといった認識を持っております。

また、中学校では、インストールしているソフトウェア類を利用して授業を行える教員は、授業を行う教員22人のうち、約39%であります。許可を得て、自分の教科に適した別の無料のソフトウェアをインターネットで利用したり、インストール

して利用している教員が約64%であります。

次に、3点目のICTを活用した授業は、週何時間実施しているか問うとの質問につきましては、学校及び学年によってばらつきがありますが、小学校では、多い学校・学年で週25時間、少ない学校・学年で5時間であり、平均すると週15時間程度となっております。中学校では、多い学校・学年で週18時間、少ない学校・学年で6時間であり、平均すると週11時間程度といった状況であります。

次に、4点目のICT活用によって、教職員の長時間労働の軽減に利用する考えはないのか問うとの御質問につきましては、1点目の御質問で答弁いたしましたように、校務用のパソコンを全教職員に配置するとともに、校務支援ソフトウェアをインストールしており、学校日誌、保健日誌、出席簿、通信簿、指導要録などを電子化することで効率化を図り、また、全学校の行事予定や連絡事項を共有できるようにするなど、事務の簡素化に努めております。さらに、出退勤管理システムにより、管理職である校長・教頭が自校の教員の出退勤状況を把握することで、業務に偏りがなく、無理のある勤務状況となっていないかを確認し指導を行っております。

以上のようなことで事務軽減が図られ、労働時間の縮減の一助になっていると考えております。

最後に、5点目の今後のICT活用教育をどう進めていくのか問うとの御質問につきましては、教育委員会では、ICT活用推進委員会を組織し、システム管理や教職員へのICT活用に関する研修などを行っております。また、平成28年度から毎年2校のICT活用教育研究推進校を指定し、町学力向上部会のICT活用推進グループが中心となり、授業の中での機器の使い方を研究し、11月に開催しました好藤小学校と近永小学校の研究発表会でご覧いただいたような授業を実施しております。

ICT機器の整備には多額の費用を要しておりますので、機器を最大限活用し効果が得られるよう、今後とも教職員研修や授業での活用研究を継続して行い、子どもたちの学力向上をはじめ、機器の正しい使い方の教育、情報モラル教育、平成32年度から実施される学習指導要領に明記されたプログラミング教育など、次世代に向けてのさまざまな教育に対応できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上で、山本博士議員の第3番目の質問への答弁といたします。

○議長（程内 覺君）

山本議員、質問3、（1）について再質問ありますか。

○4番（山本博士君）

このICT機器の子どもたちに、これ全部行き渡っているのかお伺いします。

○教育長（筒井 亀君）

一人ひとりの子ども全員にノートパソコン、タブレットとかがいっとるというわけではなくて、近永小学校、人数の多い学級では、先ほど答弁しましたように、1つの学年2学級が同時にできるように対応していますし、小規模校においては、一番多くの子どもの数に合わせて整備をしている状況でございます。

複式授業への対応ということで、先ほど申しましたように、追加、初年度の準備よりも少し増やしているところもあります。

以上です。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○4番（山本博士君）

了承です。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問3の（2）について再質問はありますか。

○4番（山本博士君）

先ほどの説明で先生方100%とお聞きしたので、安心をいたしました。これからソフトなんか進化していくと思います。そんな中で先生方に講習などは行っていくのかお伺いいたします。

○教育長（筒井 亀君）

新しいソフトウェアの導入等につきましては、本当に授業に役立つものであれば新しく購入も考えていかないといけないと思うんですけども、なかなか予算も伴いますので、無料で有効なソフトとか使えるものがあれば考えてはいくんですけども、基本的にICTの担当していただける先生方の御意見を聞きながら、ソフトウェアの導入等についても検討はしていきたいと考えております。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○4番（山本博士君）

了承。

○議長（程内 覺君）

それでは、山本議員、質問3の（3）について再質問はありますか。

○4番（山本博士君）

健全者に対しては、週15時間ですか、それでされているということなんですが、

障がい者に対してこのICT教育はどうされているのかお伺いいたします。

○教育長（筒井 亀君）

障がい者に対して、障がいのある児童に対してどのような対応をしておるかということなんですけども、基本的に学校現場の中で指導をする教員の判断で子どもにとって活用可能なものであれば、使っておりますし、子どもによっては非常にそういう機器に興味を持つ子どももおりますので、使い方次第では、障がいを抱える子どもの授業をさらに充実させる手だてになるのではないかなと思っておりますが、基本現場で担任の先生が具体的な対応をしておりますので、今ここのそれぞれの学校でこのような活用をしていますというちょっとお答えはできませんけども、子どもによっては非常に有効な使い方ができるというふうな情報は聞いたことはあります。

以上です。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○4番（山本博士君）

了承です。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問3の（4）について再質問はありますか。

○4番（山本博士君）

先生方が、このICT活用するに当たり、授業の内容、そういったことは、多分、先生方がプログラムされながら学習内容をされていると思うんですが、それをほかの先生と共有することはできるのでしょうか。

○教育長（筒井 亀君）

ただいまの質問ですけども、ふだん授業をするときに教師は指導案をつくります。そのときに、どの場面で、どういう機器を活用したらいいか、どういうプログラムが効果的かというふうな研究をしますので、そういった指導案については、常時みんなで共有できるようにしておりますので、今、町内全ての学校がいろんな行事予定を見ることができたりすることもできますし、指導案等についても、ここに入れておりますというふうに情報を出していただいて、それで活用することも十分できますので、非常にありがたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

山本議員、了承ですか。

○4番（山本博士君）

了承です。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問3の（5）について再質問はありますか。

○4番（山本博士君）

近い将来、他の学校と授業を共有できるのか、それをお伺いいたします。

○教育長（筒井 亀君）

少人数の学校が多くなりよりますので、他町でやられるようなテレビ電話会議システム等を導入して、そういう多様な意見を知ることはできる、それは本当に効果的なことだと思っておりますけれども、導入に伴いましては、結局予算が伴いますので、今後、現場の要望等を踏まえながら、また議会の皆様の御了解を得ながら、予算的に可能であれば、そういうふうなテレビ電話会議システムなども非常に子どもたちが生き生き取り組んでいる映像等を見せていただいておりますので、検討していきたいなというふうに考えているところです。

○4番（山本博士君）

できれば、県外、海外の子どもたちと授業が共有できれば素晴らしいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（程内 覺君）

以上で、山本博士議員の質問を終わります。

次に、1番、高橋聖子議員の一般質問を一問一答方式で行います。

時間はただいまから60分の予定です。

高橋議員、質問1についての質問を行ってください。

○1番（高橋聖子君）

議席番号1番、高橋聖子でございます。

先に通告したとおり、1件の質問を一問一答方式でお伺いいたします。

消防団について、町長にお伺いいたします。

消防団の皆様には、日ごろ地域の安全と安心を守るため活動していただいておりますが、昨年の豪雨災害では、消防団の必要性を痛感したところであります。

そこで、（1）消防団員のなり手不足に伴う対策についてお聞きいたします。

（2）OB団員の協力を得る考えはあるのかどうかお伺いいたします。

（3）平成29年の道路交通法改定により、普通免許で運転できる車両が3.5トン未満となりました。本町の消防団車両で3.5トンを超える車両は何台あるかお伺い

いたします。

(4) 3.5トンを超えるポンプ車等を運転できる団員の確保が難しくなったときの対策は今お考えであるかどうかお聞きいたします。

以上4点、よろしくお願ひいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、高橋聖子議員の消防団についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の消防団のなり手不足に伴う対策について問うとの御質問についてありますが、高橋議員御質問の消防団員の減少につきましては、町といたしましても、また消防団といたしましても、最重要課題であると認識をしているところであります。幹部会等でも再三にわたり協議を重ね、策を講じておりますが、若者の町外流出による入団者不足、また、あわせて団員の高齢化による退団者の増加などにより、団員の減少に歯どめをかけることに苦慮しているのが現状であります。

現在行っている対策といたしましては、町内で開催されるイベントに団員が出向き、実際に消防団員の活動を見ていただいたり、体験していただいたりした上で、勧誘などを行っております。

主なものを申し上げますと、本町最大のイベントである、でちこんかの際にブースを設け、女性消防隊が救急法の実演などを行っておりますが、これについては、実際に活動の一部に触れることで興味を持っていただき、女性消防隊として入団していただいた実績があります。

そのほかにも、町内にある県立北宇和高校で、消防団の活動内容などをPRして、未来の消防団員として確保できるよう活動するなど、消防団員を確保するため、いろいろな取り組みを行っております。

次に、2点目のOB団員の協力を得る考えはあるか問うとの御質問についてですが、1点目の御質問にありました団員不足や、日中地元に残っている団員が少ないなどの理由で、消防力の低下を招いている地域がありますので、機能別消防団員としてのOB団員の再入団につきましては、消防団幹部会等におきましても、以前から協議・検討を行っているところであります。

ただし、機能別消防団員の創設には、基本の団員と機能別消防団員とのすみ分けをどのようにするか十分に検討する必要があります。本来、仕事の都合や体力の限界などを感じて退団される方が多い中で、その方々を再度消防団員として入団していただくのが適当であるか、また、仮に入団していただいた場合、基本団員が使用する資機材はどの範囲まで使用していただくのか、出初式等への訓練への参加はどうするのか

等々、検討すべき課題は山積しております、ほかにも報酬額の決定、公務災害が起こった場合の補償など、協議事項が数多くありますので、現段階では、創設には至っていないのが現状であります。

先ほどから申し上げますとおり、機能別消防団員の創設につきましては、団員不足と同等の課題であると認識しておりますので、今後におきましても、消防団幹部会等で協議を重ねてまいりたいと考えております。

次に、3点目の本町の消防団車両で3.5トンを超える車両は何台あるかとの御質問と、4点目の3.5トンを超えるポンプ車等を運転できる団員の確保が難しくなったときの対策は考えているか問うとの質問につきましては、関連がありますので、一括して答弁させていただきます。

本町におきましては、消防団に34台の消防ポンプ車及び小型動力ポンプ積載車を配備しておりますが、高橋議員御質問の3.5トンを超える車両は、第1分団第5部（栄町・旭町）と、第6分団第1部（下鍵山）に配備している消防ポンプ車2台が該当しております、そのほか32台の小型動力ポンプ積載車については、全て3.5トン未満の車両となっております。

消防ポンプ車を配備している第1分団第5部については10名、第6分団第1部には16名の団員が在籍しておりますが、昨年、それぞれの部の団員が取得している免許の種類を調査いたしましたところ、2つの部ともに全団員が3.5トンを超える車両を運転可能な免許を保有していることが確認できましたので、現時点では、それに対する対策の検討をいたしておりませんが、今後、新入団員を迎えるに当たり、必要な検討であると判断し、検討を始めるよう指示をしたところでございます。

以上で、高橋聖子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（程内 覺君）

高橋議員、質問1の（1）について再質問はありますか。

○1番（高橋聖子君）

ありません。

○議長（程内 覺君）

それでは、同じく（2）について再質問はありますか。

○1番（高橋聖子君）

現状といたしまして、団員が日中勤務等で地域におらず十分な活動ができない、または居住していないという例があることをお聞きします。

目の前で火災が発生したときに、OBの団員の方が機器の使い方もわかっているし、

自分が何をすべきかということもわかっているのに、そこを何もしないで見ていいのだろうかというOB団員の方のじくじたる思いを酌みまして、機能別団員ですね、初期消火に当たる範囲を明確にする、そういう作業を一刻も早く進めていただきたいのですが、それに関して町長はどうお考えかお伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

私が消防団員のときも、このように機能別消防団員というふうな認定をする・せんは別としまして、火事が起こったとき、それが家屋、それから山火事のとくに、地元のOBの方が一緒に手伝ってもらったという経験は私も認識しております。ですから、何が大切なのかということをおわかっておる旧消防団員OBの方々いっぱいいらっしゃって、それを行政のほうで、消防団員の形としてしっかりとわきを固めなきゃいけない作業をするのに戸惑っているというふうな状況が現状だと思います。

議員が言われるとおり、団員の不足、なり手が少ないと。先ほど申し上げましたように、日中の消防団員が地元といいますか、それぞれの地域に仕事で出払って少ないというふうな現状を考えますと、団員の不足を解消する唯一の手段の1つであるというふうには認識しております。いろんな問題の解決が必要なんですけども、これから早急にそれを取りまとめねばならない。

昨日、担当を呼びまして確認をしましたところ、毎年十数名単位で団員の数が減っておるということでありましたので、喫緊の課題というふうに位置づけねばならないと思っておりますので、認識は同じということで御理解いただきたいと思えます。

○議長（程内 覺君）

高橋議員、了承ですか。

○1番（高橋聖子君）

はい。

○議長（程内 覺君）

それでは、質問の（3）について再質問はありますか。

○1番（高橋聖子君）

関連がありますので、（3）（4）まとめてお伺いいたします。

新たに準中型免許というのが制定されまして、3.5トン以上は運転できないということなので、大型ポンプ車の運転ができないという状態にもなった場合ですが、免許取得に関して助成金を出すという自治体もあります。それから、ポンプ車が老朽化しているという問題もあります。3.5トン以下の普通免許で運転できる消防ポンプ車もあると聞きました。それを導入するという考えは、町長お持ちではありませんで

しょうか、お伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

まず1点目の免許取得に対する支援等については、来年度の予算の中にそういうふうな、これは事業所なんですけども、各町の中の事業所に対しての支援という形で条例の制定とともに、そういうふうな免許取得についても支援すべきじゃないかという提案をさせていただいております。

これについては、消防という行政の仕事ではありますけども、議員が御指摘のとおり、各市町においては、そういう支援をやっておるところがあるということですので、それも含めて、早急に提案をさせていただきたいというふうに思います。

もう一つ、積載車の整備については、先ほど申し上げました34台を中山議員さんの御指摘もあった中期財政計画によってずっと順番に更新をしております。それを今すぐに変える予定はないといえますか、ある程度それぞれの団の中で車検をし、整備点検をするのも消防団の役割の1つだと私は思っていますので、それも含めて、今のローテーションでいいんじゃないかなと思っておるんですけども、もしそれ以上のローテーションが必要なんであれば、議員の御指摘のとおり、せないけませんけども、今のところは、今のローテーションでやりたいなと思っております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○1番（高橋聖子君）

済みません。ポンプ車ですね。今の大型ポンプ車にかわるものなんですけど、3.5トン以内で運転できる車ができているということを聞いているんですが。

○議長（程内 覺君）

答弁できますか。

○町長（兵頭誠亀君）

消防ポンプ車が設置されております近永の町なかと下鍵山において、消防団のほうから、町なかについてはポンプ車がいいという要望のもと、各旧の日吉村、旧の広見町で整備をしてきたわけでありまして、行政場だけではなく、実際に作業をする消防団員の方の意見も聞きの部分でありますので、ちょっとそこは消防団とともにもう一回検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○1 番（高橋聖子君）

はい。

○議長（程内 覺君）

以上で高橋聖子議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

しばらく休憩をします。

再開を午後 1 時とします。

休憩 午前 1 1 時 5 6 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 6、議案第 1 号、鬼北町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第 6、議案第 1 号、鬼北町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

中小企業・小規模事業者等の振興について基本となる事項を定め、中小企業・小規模事業者等の成長発展及び地域経済の活性化を図ることを目的として、条例を制定するものであります。

制定する条例内容の詳細につきましては、企画振興課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○企画振興課長（二宮 浩君）

それでは、議案第 1 号、鬼北町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてを説明いたします。

2 ページをお開きください。

まず、条例の制定の背景について簡単に御説明させていただきます。

鬼北町におけます商店街は、経営者の高齢化、担い手不足、労働者不足などさまざまな課題にさらされ、空き店舗の増加に歯どめがかからず、商業を含めた企業の存在

自体が危ぶまれる状況にあります。

そのような本町の企業がこれからも維持発展を目指していくために中小企業・小規模企業の振興に関する基本理念や町の施策の基本方針を定めるとともに、町の責務、中小企業の役割を明らかにする条例を定めるものです。

それでは、条例の概要について御説明いたします。

まず、第1条では、制定の趣旨を規定しておりますけれども、これにつきましては、今ほど提案理由の中で説明しましたので、省略させていただきます。

次に、第2条では、条例中に使用される中小企業・小規模企業者及び商工会の定義を規定しております。

次に、第3条では、中小企業・小規模企業の基本理念を規定しております。

次に、第4条では、第3条の基本理念に基づく町の基本施策を規定いたしております。

まず、1号では、中小企業・小規模企業の経営基盤の強化。新たな事業展開の支援に関すること。

2号では、事業継承や新たな事業の創出の促進化に関すること。

3号では、人材の育成及び雇用の安定に関すること。

4号では、関係機関のネットワークの構築に関すること。

5号では、情報の収集及び提供・発信に関すること。

6号では、資金調達に関する円滑化に関することを規定しております。

次に、5条になりますけれども、5条では、町の責務について規定をいたしております。

2項で、町内における工事の発注、物品及び役務の調達に当たっては、町内企業の受注機会の増大に努めること。

3項では、中小企業や小規模企業が地域貢献していることに対し、地域住民の理解を深めるよう努めることを規定しております。

第6条では、事業者の役割を規定し、第1項で中小企業・小規模企業者は、地域の振興に資することを規定しております。

第2項では、それぞれの企業者は、商工会の加入に努めることを規定いたしております。

第7条では、商工会の役割を規定し、企業と相互に連携を図り、中小企業・小規模企業に対して積極的な支援を行うよう努めることを規定しております。

第8条では、町民の理解と協力について、第9条では、町の役目として施策の実施

状況の検証をすることによる効果的な施策の策定、実施に努めることを規定いたしております。

第10条では、町は、企業への施策を実施するに当たって、必要な財政措置を講じることについてを規定しております。

次に、第11条では、必要な事項は、町長が規則で定めることを規定しております。以上、条例本則の概要の説明を終わります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとするものです。

以上で鬼北町条例第1号、鬼北町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（赤松俊二君）

この条例の策定については、頑張っている地元企業に対する町長の熱い思い、そしてまた意気込みを感じるところでございますが、今回の条例が制定されることにより、どう変わるのか、また、どのような効果があるのか、そしてまた、あわせて今後どのような取り組みを施策として考えておられるのか、この点についてお伺いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

全国的に本案件における基本条例の制定について、各市町で協議が進められておりました。県内でもその動きがあるということは、以前から承知をいたしておりました。

私なりにこの条例の制定について考えてみて、今までの中小企業・小規模企業関連として第2次、第3次産業という企業誘致というものについて、町理事者のほう、私もそうですけども、これまでも十分に進めてこられたということがありますが、ただ、平成2年以降の経済危機以降につきましては、町内においては、先ほど説明がありましたように、多くの事業所、企業が仕事をやめる、会社が少なくなっているという状況がありまして、企業誘致そのものも必要なんですけども、現在の鬼北町においては、働き口として今ある企業というものをちゃんと確保するということが大切なんじゃないかなというふうに私は思っております。

これから先、攻めの対策も必要ということもありますけども、やはり今ある企業というものを5年、10年、20年と、今の高校生、またIターン、Uターンの方も含めてある程度の受け入れ先の確保として今の企業というものを確保しなければなら

いという観点から、この条例の中の第4条の基本政策の中に載っていたものを今から施策として予算計上していきたいなというふうに考えております。

詳しいことにつきましては、31年度について、企画振興課長のほうから説明をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

ただいま町長のほうから基本的な条例の制定の内容については、御説明があったと思いますので、具体的にどういった効果があるのかということで、簡単に説明させていただいたらいかがでしょうか、すぐさまこの条例を制定したということによってメリットがあるとは思っておりません。

先ほど、条例の中身で説明させていただきましたように、第5条のほうに、工事の発注とか、そういった役務調達については、受注機会の増大に努めるとか、それからまた第7条のほうで、商工会のほうについても積極的に支援を行うとか、あと第4条に戻りますけれども、関係機関、これはあくまでも金融機関のほうなんですけれども、金融機関等についても企業に対して積極的な支援を持っているというふうなことで考えております。

これまで農業のほうは、例えば国庫補助とか、県とか、そういった町単も含めてですけれども、補助事業があったんですけれども、企業に対してはなかなかそういったのがなかったというふうなことで、企業に対しては融資の補助とか、利子の補給という間接的な補助はあったんですけれども、先ほど町長が申されましたように、平成31年度において、今度12日の予算説明会の折には説明させていただきますけれども、中小企業の支援策として、先ほどありました免許取得の支援、それから企業強化の支援、雇用に対する支援、合わせて1,000万近くの予算を提案させていただくようにしております。また、これにつきましては、その折の審議の中で御質問を受けたいと考えておりますけれども、そういった直接的な支援を今後やることによって、順次効果があらわれてくるのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

赤松議員、了承ですか。

○5番（赤松俊二君）

はい、了承です。

○議長（程内 覺君）

ほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから議案第1号、鬼北町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第2号、鬼北町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第7、議案第2号、鬼北町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

鬼北町移住定住促進空き家活用住宅事業の実施に伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○町民生活課長(古谷忠志君)

それでは、議案第2号、鬼北町税条例の一部を改正する条例について御説明いたしますので、議案書4ページをお開きください。

今回の改正は、固定資産税の減免措置について、企画振興課が移住定住促進のために実施を予定している空き家活用住宅事業で活用される住宅の活用期間中の固定資産税については、免除をすることを念頭に条例の一部を改正するものであります。

それでは、説明については、別紙新旧対照表で行いますので、そちらをご覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる下線で示す規定に改正するものであります。

今回改正を行う第71条は、固定資産税の減免についての規定であります。同条第1項中「減免」を「減免又は免除（以下この条において「減免等」という。）」に改めるとともに、同条に第4号として、（4）前3号に掲げるもののほか、町長において特に必要があると認めるものを新たに加えるものです。

これは税の全部または一部免除であります減免と課税免除であります免除をはっきりと区別化することと、公益上、その他の事由により課税が不相当とする場合においては、課税をしないこととするために、町長が特別に認めた場合には、固定資産税の課税を免除することを規定するものであります。

また、同条の見出し、第2項本文、同項第5号及び第3項中の改正につきましては、先に説明しましたように、減免を減免等に切りかえたことによるそれぞれ減免を減免等に改めるものであります。

新旧対照表による説明は以上です。

議案書の5ページに戻っていただきまして、附則、この条例は、平成31年4月1日から施行するとするものであります。

以上で議案第2号、鬼北町税条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第2号、鬼北町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第3号、鬼北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第8、議案第3号、鬼北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○保健介護課長(伊野清昭君)

それでは、議案第3号、鬼北町条例第3号、鬼北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明いたしますので、7ページをお開きください。

今回の議案提案の概要につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、町が定める基準条例について従うべき基準、また参酌すべき基準を定めた省令の施行に伴い、鬼北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年鬼北町条例第1号)。

鬼北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年鬼北町条例第2号)。

鬼北町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成26年鬼北町

条例第19号)。

以上、3条例につきまして、所要の改正を行うものであります。

それでは、第1条、鬼北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

説明につきましては、別紙の新旧対照表で行います。

鬼北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例第1条による改正。新旧対照表をご覧ください。

左の現行の欄に係る規定を、右の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正するものであります。

1ページから29ページにつきましては、第1条による改正といたしまして、鬼北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について、所要の規定を改正し、整備したものであります。

主な改正点のみ説明いたします。

2ページをお開きください。

目次につきましては、「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」を、第6節に改め、第5節に、共生型地域密着型サービスに関する基準(第59条の20の2・第59条の20の3)を加えるものであります。

共生型地域密着型サービスに関する基準につきましては、厚生労働省令の基準をもって、町の条例で定められた基準とみなす経過措置がとられていましたが、今回経過措置の終了に伴い、新たに共生型地域密着型サービスに関する基準について整備するものであります。

4ページをお開きください。

中ほど、第2条につきましては、用語の定義を規定しているものであり、第6号を第7号に改め、第6号に、共生型地域密着型サービスについて、その定義を明記するものです。

6ページをお開きください。

中ほど、第39条第1項につきましては、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取り扱い方針における地域との連携を規定したものであり、町の職員について詳細な規定を設けたものであります。

10ページをお開きください。

中ほどになりますが、第59条の7第4項につきましては、指定地域密着型通所介

護サービスにおける利用料等の受領を規定したものであり、厚生労働大臣を町長に改めるものであります。これは既に根拠法令等が改正されているため、改めるものです。

12ページをお開きください。

共生型地域密着型サービスに関する基準につきまして、経過措置終了に伴い、12ページから15ページにかけて、第59条の20の2及び第59条の20の3により所定の規定を整備するものであります。

24ページをお開きください。

第171条につきましては、指定地域密着型介護老人福祉施設サービスにおける非常災害対策について規定したものであります。

25ページ、第190条において準用規定が設けられていることから、今回削除するものです。

26ページをお開きください。

下ほどになりますが、第192条第7項につきましては、指定看護小規模多機能型居宅介護サービスにおける従業者の人数等を定めたものであり、今回標記を改めるものであります。

続きまして、第2条、鬼北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

新旧対照表30ページをご覧ください。

30ページから37ページにつきましては、第2条による改正といたしまして、鬼北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について所要の規定を改正、整備したものであります。

第2条第1号につきましては、用語の定義を規定しているものであり、根拠法令が既に改正されていることに伴い、今回改めるものであります。

30ページ下ほど、第16条につきましては、31ページにわたり指定介護予防認知症対応型通所介護サービスにおける運営基準等を定めたものであり、今回町が定めた条例基準に改めるものであります。

31ページ中ほど、第39条第1項につきましては、指定介護予防認知症対応型通所介護の運営基準における地域との連携等を規定したものであり、町の職員について詳細な規定を設けたものであります。

33ページをお開きください。

中ほど、第44条第10号につきましては、指定介護予防小規模多機能型居宅介護における従業員の員数等を定めたものであり、根拠法令が既に改正されていることに伴い、第8条の2第18項を第8条の2第16項に改めるほか、同条第6項表中の項目の改正に伴い、同項ただし書き中の下線部につきまして、所要の改正を行うものであります。

34ページをお開きください。

中ほど、第45条第1項につきましては、指定介護予防小規模多機能型居宅介護における管理者の基準を定めるものであり、前条第6項表中の項目の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

36ページをお開きください。

中ほど第67条の第2項につきましては、指定介護予防小規模多機能型居宅介護における具体的取り扱い方針を定めたものであり、下線部につきまして標記を改めるものであります。

続きまして、第3条、鬼北町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

新旧対照表38ページをご覧ください。

38ページから40ページにつきまして、第3条による改正といたしまして、鬼北町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について、所要の規定を改正したものであります。

第2条第3項につきましては、指定介護予防支援等の基本方針を定めたものであり、根拠法令が既に改正されていることに伴い、第8条の2第18項を第8条の2第16項に改めるものであります。

39ページをお開きください。

下ほど、第31条16号につきましては、指定介護予防の具体的取り扱い方針を定めたものであり、県条例の制定改廃等の影響を考慮し、今回町の定めた基準条例に改めるものであります。

新旧対照表での説明は以上でありまして、議案の12ページに戻っていただき、附則について御説明いたします。

附則、この条例は、公布の日から施行するとするものであります。

以上で議案第3号、鬼北町条例第3号、鬼北町指定地域密着型サービスの事業の人

員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第3号、鬼北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第4号、新町建設計画の変更についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第9、議案第4号、新町建設計画の変更について、提案理由の説明をいたします。

東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が一部改正され、合併特例債を起すことができる期間が5年延長されたことに伴い、新町建設計画の一部を変更するものであります。

変更する計画内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○総務財政課長（佐竹 誠君）

それでは、議案第4号、新町建設計画の変更について説明いたしますので、13ページをお開きください。

今回の変更は、平成30年4月に東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が一部改正され、合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う公共的施設の整備事業等に要する経費に充てるための地方債、いわゆる合併特例債を起すことができる期間が5年間延長したことに伴い、現行の新町建設計画の一部を変更するものであります。

まず、新町建設計画とは、合併後の均衡ある地域の振興、発展や社会基盤の整備、住民福祉等の行政サービスの向上に向けた取り組みなど、合併後の将来ビジョンや施策の方向性を示すために、合併前の旧広見町及び旧日吉村の代表者からなる広見町日吉村合併協議会において、平成16年3月に作成されたものであります。

当初は、平成26年度までの10年間を計画期間として作成されておりました。その後、平成24年に東日本大震災により被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が改正され、合併特例債を起すことができる期間が当初の10年間から15年間に延長されることとなり、鬼北町においても計画期間の5年延長を基本として変更計画の策定を行い、平成27年第1回鬼北町議会定例会において変更の議決を受けております。

今回の変更では、前回の変更と同様に計画期間の延長を基本として変更計画の策定を行っておりますが、当初の計画が広見町・日吉村合併協議会で承認された計画であり、尊重されるべきものという観点から、必要最小限の変更としております。

したがって、合併時点での状況や方針等については変更せず、計画期間の延長に伴う主要指標の見直しや財政計画の見直し、また延長期間内に合併特例債を活用しようとする事業の修正、追加等を行う内容となっております。

説明は、別紙の新旧対照表で行いますので、ご覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正案の欄に掲げる規定に下線で示すように改正するものであります。

別冊の新町建設計画は、今回の変更箇所を既に反映されたものになっておりますので、あわせて御確認ください。

主な変更箇所のみ説明をさせていただきます。

新旧対照表の1ページになりますが、（3）計画の期間であります。平成17年度から31年度までの15年間を、平成17年度から36年度までの20年間に変更

をしております。

次に、(2)の人口と世帯になりますが、人口及び世帯の変更、主要指標の見通しの変更を行っております。

続きまして、3ページになります。主要事業が記載をされております。

①自然環境の保全と整備の項、主要事業の概要の欄中、景観計画策定を追加をしております。

続きまして、6ページをお開きください。

6ページの主要施策のうち、①農林水産業の振興の項、主要事業の概要の欄中、木質バイオマス利用促進施設整備事業及び鳥獣被害防止総合対策事業を追加しております。

8ページをご覧ください。

8ページの(5)につきましては、高付加価値型農林業創出プロジェクトについてであります。イノシシ、シカ等のジビエ利用の推進を追加をしております。

新旧対照表の9ページ、10ページ、14ページ、21ページにも計画の内容について修正及び追加を行っておりますが、説明については省かせていただきます。

以上でございます。後につきましては、お目通しをお願いいたします。

最後になりますが、今回の議案につきましては、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定に基づき、議会の議決を経るために提出するものでございますが、同条第8項に議会に提案する前に、あらかじめ愛媛県知事に協議しなければならない規定がございます。

昨年6月から、愛媛県と十分に協議を重ねまして、平成31年2月8日付(30市第924号)により、今回変更した新町建設計画について異議がないことの回答を愛媛県知事から受けていることを報告させていただきまして、新町建設計画の変更についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長(程内 覺君)

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから議案第4号、新町建設計画の変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第5号、鬼北総合公園の指定管理者の指定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第10、議案第5号、鬼北総合公園の指定管理者の指定について、提案理由の説明をいたします。

鬼北町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、鬼北総合公園の指定管理者の選定を行ったので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 鬼北総合公園。

2、指定管理者となる団体の名称 鬼北町大字永野市1290番地1。鬼北町スポーツ協会。

3、指定の期間 平成31年4月1日から平成33年3月31日。

なお、詳細につきましては、教育課長から説明申し上げます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育課長(渡邊 甫君)

それでは、議案第5号、鬼北総合公園の指定管理者の指定について御説明いたします。

鬼北総合公園は、現在宇和島地区広域事務組合が鬼北町スポーツ協会を指定管理者に指定し、管理運営を行っているところであります。

平成31年4月1日からは、鬼北町に財産移管されますが、引き続き鬼北町スポー

ツ協会に管理運営をお願いするものであります。

鬼北町スポーツ協会につきましては、平成17年5月20日に設立され、現在の加入団体は18団体、会員数は1,162人となっており、協会役員及び各スポーツ団体の連携のもと、社会体育の振興を通じて明朗にして健康なる町民の育成や明るいまちづくりに寄与されております。

鬼北町スポーツ協会を指定管理者に指定するに当たりましては、宇和島広域事務組合からの9年間にわたる指定管理期間中、利用者の安全第一を主眼に置かれ、鬼北町内に限らず周辺地域から来園される利用者にも親切丁寧に対応されるとともに、地域に密着した施設を有効活用する各種イベントの開催やスポーツ振興に努め、スポーツ競技団体を中心に地域住民と厚い信頼関係を構築され、安全で円滑な管理運営を行ってきた十分な実績を残されております。

これらのことから、多様化する住民ニーズに効果的、効率的にこたえ、民間の能力を活用し、住民サービスの向上及び経費の軽減等を図ることが目的である指定管理者に最適であると考えており、平成31年4月1日以降の鬼北総合公園の管理運営につきましては、鬼北町スポーツ協会にお願いしたいと考えており、提案するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

○2番（中山定則君）

指定の期間について質問をいたします。

33年3月31日までの2か年になっておりますが、短いようなんですが、何か理由があるのかをお尋ねします。

○町長（兵頭誠亀君）

期間につきまして、教育課長のほうから説明をさせます。

○教育課長（渡邊 甫君）

指定期間でありますけども、町内の他の指定管理者の指定期間の満了日が、平成33年3月31日でありますので、それに合わせております。

町内指定管理者の選定につきまして、効率的に審議をしていただくために、同時期に提案したいと考えて、2年間といたしております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○2番（中山定則君）

・ ・。

○議長（程内 覺君）

ほか質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第5号、鬼北総合公園の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第6号、平成30年度鬼北町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第11、議案第6号、平成30年度鬼北町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由の説明をいたします。

平成30年度も年度末を迎え、本年度予定いたしておりました事務事業も繰り越しを予定している一部の事業を除いて、完了または最後の仕上げの段階に入っており、最終的な調整を行うため、補正予算を編成したものであります。

歳出につきましては、決算を見通し、増減調整いたしますとともに、事業の確定及

び完了に伴い、工事請負費等を減額いたしております。

増額補正の主なものといたしましては、宇和島地区広域事務組合負担金、病院事業会計負担金等を追加計上するものであります。

また、歳入につきましては、決算を見通し、財政調整基金繰入金等を減額補正いたしますとともに、事業の確定に伴い、国・県支出金、町債等の調整を行うものであります。

また、年度内の完了が見込めない事業につきましては、繰越明許費として計上するとともに、地方債につきましても、事業の確定に伴い、限度額の変更を行うものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ9億9,000万円を減額し、予算の総額を85億5,905万円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○総務財政課長（佐竹 誠君）

それでは、平成30年度鬼北町一般会計補正予算（第6号）について説明をいたします。

それでは、第1条の歳入歳出予算の補正について説明をいたします。

今回の補正は、決算見込みに伴う補正額の調整などの主なものとなっております。不用額調整及び追加補正につきましては、主なものを除き説明は省略させていただきます。

はじめに、歳出から説明をいたしますので、22ページをお開きください。

2款、1項、1目、一般管理費の補正額として703万7,000円を追加計上するものです。主なものは、19節、負担金補助及び交付金であり、一般職の退職に伴う退職手当組合負担金672万7,000円を追加計上するものであります。

次に、2款、1項、6目、企画費の25節は、ふるさとときほく未来基金404万円の積立金を計上するものであります。

24ページをあけていただきまして、同項、15目、諸費は、補正額として3,157万9,000円を追加計上するものであります。

1枚あけていただきまして、26ページをお開きください。

3款、1項、3目、老人福祉費は、補正額として4,169万5,000円を減額するものです。主なものは、20節、扶助費の老人保護措置費を1,458万8,000円を減額するものであります。

27ページをあけていただきまして、同目、28節、繰出金、介護保険特別会計繰出金を決算見込みに伴いまして、2,522万1,000円を減額するものです。

次に、同項、5目、障害者福祉費は、補正額として1,681万6,000円を減額するものです。主なものは、20節、扶助費のうち、介護給付訓練等給付費の1,500万円などを減額するものです。

次に、同項、8目、後期高齢者医療対策費は、補正額として繰出金を807万円減額するものです。

次に、30ページをあけていただきまして、4款、1項、8目、病院費に、補正額として2,000万円を追加計上するものです。これは町立北宇和病院の資金不足等に対する一般会計からの負担金であります。

次に、1枚あけていただきまして、31ページをお開きください。

5款、1項、3目、農業振興費は、補正額として2,569万6,000円を減額するものです。主なものは、19節、負担金補助及び交付金であり、各種補助事業等の決算見込みにより減額するものです。

次に、1枚あけていただきまして、33ページをご覧ください。

5款、2項、2目、林業振興費は、補正額として1,298万5,000円を減額するものです。主なものは、19節、負担金補助及び交付金1,222万5,000円の減で、そのうち町産材木造住宅建設促進事業費補助金は300万円の減など、決算見込みに伴い減額するものであります。また、同項、3目、林道整備事業費は、補正額として3,610万2,000円を減額するものです。事業費の確定に伴い不用額を調整するものです。

そのほか、全般にわたりまして事業の確定に伴い不用額の調整を行っております。

次に、35ページをあけていただきまして、7款、2項、道路橋りょう費は、項全体で1,995万円を減額するもので、事業費の確定により不用額を調整するものです。

1枚あけていただきまして、36ページになります。

8款、1項、2目、消防施設費は、主なものは、近永西部地区の消防車庫を整備したものであり、13節、委託料及び15節、工事請負費の不用額を減額するものであります。

次に、37ページにまいりまして、同目、18節、機械器具費は、補正額として1,353万2,000円を減額するものであり、積載車小型消防ポンプ及びIP無線等の購入費の不用額を減額するものです。

次に、9款、1項、4目、諸費は、補正額として96万5,000円を増額するもので、増の要因は、こども支援教室共同利用負担金及び広域教育負担金などを追加計上するものであります。

次に、40ページをお開きください。

10款、災害復旧費の主なものは、7月豪雨災害に関する農林水産施設災害復旧事業費であり、農地農業用施設、林道施設及び公共土木施設の災害復旧費に関して平成31年度へ予算を繰り替えることにより減額するものであります。

次に、11款、公債費は、利率確定により減額をするものであります。

次に、42ページをお開きください。

給与費明細書であります。1の特別職につきまして、説明をさせていただきます。

比較の欄の説明といたします。

職員数については、132人の減、報酬につきましては、その他の特別職が595万8,000円の減で、合計533万6,000円の減となっております。職員数及びその他の特別職の報酬につきましては、消防団員の人数が見込みよりも少なかった等、職員数及び報酬の減によるものであります。

それでは、歳入について説明をさせていただきます。

11ページのほうになります。

まず、町税につきましてですが、町税につきましては、固定資産税で補正額を1,498万5,000円としております。償却資産の関係によるものであります。

分担金及び負担金につきましては、農林水産業土木災害復旧事業費の分担金であり、合わせまして1,332万5,000円を減額するものであります。

次に、12ページをお開きください。

国庫支出金につきましては、民生費国庫負担金であり、社会福祉総務費国庫負担金と合わせまして、合計で1億5,707万6,000円を減額するものであります。

次に、13款、2項、国庫補助金につきましては、各種事業に基づき減額するものであり、13款、2項の減額につきましては4,079万円となっております。

14款、1項の県負担金につきましては、社会福祉総務費県負担金等含めまして、事業の完了により、889万2,000円の減であります。

続きまして、14款、2項、県補助金につきましては、各種事業の補助金等の完了により3億5,205万9,000円の減となっております。

17ページの16款、寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金410万6,000円の増となっております。

以下、19ページ、諸収入等含めまして、それぞれ減額となっております、20ページの町債につきましても、事業費の完了等によりまして2億2,280万円の減となっているところであります。

以下、43ページ以降の給与費明細等につきましては、お目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議の方よろしくをお願いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

追加して説明させていただきます。

第2表、繰越明許費でありますけれども、災害を中心として今年度完了ができない部分について繰り越しの分、合計13億4,463万5,000円でございます。

第3表、債務負担行為補正でありますけれども、AED更新整備事業であります、限度額の変更をするものでございます。

2、災害援護資金貸付金利子補給につきましては、申込がなかったためにここは廃止にするものでございます。

次のページ、8ページでありますけれども、第4表、地方債補正、これはそれぞれの事業におけます起債を起こすことができる限度額を調整したものでございます。

その下、廃止の部分でありますけれども、先ほど申し上げました貸し付け事業につきまして、申込がなかったためにこの分は廃止にするものでございます。

以上でございます。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（中山定則君）

11ページ、歳入で1款、2項、1目、固定資産税。先ほど金額、償却資産1,498万5,000円の減ということですが、この内容の説明をお願いいたします。

それと、24ページ、2款、1項、15目、諸費の15節、工事請負費、近永駅トイレ改修工事請負費、事業が実施できなかった理由について説明をお願いいたします。

それと19節の負担金補助及び交付金、宇和島地区広域事務組合負担金3,850万8,000円の内容について説明をお願いします。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

3点ありました収入の1款、町税の償却資産分については、町民生活課長に、それから2款、1項、15目、工事請負費の分については、企画振興課長に説明をさせます。2款、1項、19節の広域事務組合の負担金につきましては、これは毎年のことなんですけれども、12か月の負担金について決定をするのが12月になるということと、12月に一昨年、今年度であれば平成29年度の精算分の関係がありまして、1年間の分を当初予算に計上してないという状況がありまして、今回残りの部分を計上し、3月分の支払いとするということをございますので、御了解いただきたいと思えます。

以上です。それでは、両課長の説明をさせます。

○町民生活課長（古谷忠志君）

固定資産税の減額について御説明をいたします。

今回の補正につきましては、例年固定資産税の予算を立てるときに、課税標準額に税率を掛けたものに、過去10年間の増減率の平均の数値を掛けて、またそれに収納率を掛けて予算の算定をしておるんですけれども、この過去10年間の増減率の計算にちょっと誤りがありまして、大変申しわけないんですけれども、過大な積算になっていたということで、今回減額をさせていただいたということをございます。

以上です。

○企画振興課長（二宮 浩君）

2款、1項、15目、諸費、工事請負費592万9,000円、近永トイレ改修工事請負費の減でございますけれども、これにつきましては、昨年の委員会の折、中山議員からも御質問を受けておりました。JRのほうに了解をとっておるのかというふうなことで、その折、当初予算で了解は受けて、工事については大丈夫ですというふうなお答えをさせていただいております。それで、なぜ減額になるかということで、多分御質問されたというふうに思いますけれども、これにつきましては、昨年6月、JR四国高松本社に実施設計を持ってといいますか、計画を持って赴きました。その中で、JRから御意見をいただいたのは、全国的に駅の耐震ができてないと、それを指摘を受けたと。それで当然、近永駅についても耐震補強ができてない状況なので、JRとしても赤字路線のため、なかなか耐震の工事をすることができないが、今後やっていきたいというふうに考えておりますと。近永駅のトイレを改修することになって、すぐやって、耐震工事をやるとなったら無駄な予算となるので、少しちょっと考えていただけないかなというふうな御意見を6月の時点で伺いました。

その中で、また出たのが、JR駅舎を鬼北町に譲渡をしたいと。無償譲渡なんです

けれども、無償譲渡を受けることになると、以前から中山議員が言われましたように、近永駅周辺のにぎわい創生というふうなことも兼ね合いがございますので、そういった経緯を踏まえて、今後、駅舎の改修を譲渡をされたときにやった場合、今回単体でトイレ改修をしておけば、すぐさま壊さなければなくなるというふうなことでございますので、平成31年、来年度でございますけれども、JR四国とそういった譲渡関係の最終的な協議を行うというふうなことを進めて関係上、今年度30年度においては、近永駅の工事は実施しないというふうなことで決定させていただきまして、減額補正をさせてもらった次第でございます。

以上です。

○議長（程内 覺君）

中山議員、了承ですか。

○2番（中山定則君）

了承です。

○議長（程内 覺君）

ほか質疑ありませんか。

○11番（山崎 保君）

24ページの2款、1項、11目の生活交通路線の対策費、20節の扶助費ですけれども、この福祉タクシー助成金として435万円の減額ということでございますが、当初600万の予算だったというふうに記憶をしておりますが、この生活対策で愛治路線と日吉地区の父野川屋敷線の2路線に補助金、助成しとるわけですけれども、状況をお聞かせいただきたいと思えます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長から説明をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

435万円の減額の関係でございますけれども、山崎議員が申されましたとおり、当初予算は600万計上しております。今現在、165万というふうな計上の中で435万円の減額となっておりますが、600万の算出根拠といいますものが、これは日吉の屋敷線という、日吉の分だけの予算の計上なんでございますけれども、60歳以上の方に対するタクシー補助券の関係の予算でございます。40人、下鍵山地区を除いた、下鍵山地区については、タクシー補助券を配っておりませんので、その地区を除いた上鍵山とか、上大野とか、そういった方々、3キロ、5キロ、7キロというふうなことで基準を決めさせていただいたと思えますけれども、3キロ圏内におられる

方が40人、5キロ圏内におられる方が40人、7キロ圏内におられる方が40人ということで、マックス120人の方にタクシー補助券を配るというふうなことで計画をさせていただきました、600万の計上をしておったわけですが、最終的には39名の方が申込がございましたので、その分の金額が165万ということで、予定よりも435万少なかったというふうなことで、今回、これについては減額をさせていただいたということでございます。

あとちょっと質問の内容がこの分とは違うかったと思うんですけども、愛治の代替バスにつきましては、これまで通常、直営に変えさせていただいたんですけども、人数も増えましたし、収入も増えておりますけれども、日吉のデマンドタクシーの分につきましては、若干タクシー、こういった補助券を配ったことも関与しとるのかわかりませんが、人数的には減っておるのが現状でございます。

○11番（山崎 保君）

この弱者対策というか、交通網の整備で、モデル的に30年度に2路線でやったわけですが、先ほど課長が言われますように、愛治線においては、乗車数も増えておると。そして負担金としては減っておると。当初目的に沿った理想的な運営がなされておるのかなというふうに私は感覚でおるんですけども、屋敷線においては、この広報の2月号の中で、町民に広報を通じて状況を知らせておる中で見てみますと、29年度においては245名が乗車しておったけれども、30年度は106名ということで、乗車利用者の数が139名減っておるわけです。

そして、町が当初はそのことが目的である、これが増えるだろうということが町としては目的であつたらうと思っておりますけれども、ただ財源を投入をして、その財源が減ればええわいということは、この運行したときの目的とはちょっとちごうておったんではないかなという、私はそういう感覚なんですけれども、もちろんタクシー代、バス代400円が収入になっておりますから、なっておって、予約制で走っておりますから、この走ったときだけの町の負担ということですから、歳出にしても減っておるわけですが、ただ、そこで歳出が減って、乗車数も減つとるということは、やっぱり当初の目的から言えば、ルールを外れとるんじゃないかなと思うんですけども、そこら今後、解決ができそうですか、どうでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

議員御指摘のバスの屋敷線につきましては、タクシーの助成金を出すまでも運行しておりました。その中で、バスのバス停までに行くのがつらいんよと言われる方を何とか弱者から少しでも外していこうというのが、私どものもくろみでありまして、そ

れを日吉に次いで来年度から愛治、三島とも違う地域にも波及していきたいということでございます。

バスの利用者数が少なくなったのは、もしかすればタクシー利用者に切り替わったんじゃないかなということも私は考えております。費用そのものについては、要らなくなったという御指摘でありますけども、要らんにかしたことはないとは思ってません。

問題は、交通弱者と言われる方がどれだけ利用しやすくなったかということやと思うんです。今までの屋敷線そのものが無駄が多かったということは言いませんけども、ただ、今までのやり方に付加をして、もっともっと対策を練っていく過程の中で、タクシーを利用していただく方がもっともっと増えていただければいいとは思っております。

経費につきましても、覚悟をして予算を計上しておりますので、利用していただく方が増えれば、それにこしたことはないんですけども、もちろんまた来年度の予算でお話し申し上げますけども、それ以外の免許を返された方についても、今からは増えるでありましょうし、今までもあるわけですから、そういう方も含めて、これからは経費等については、平成30年度予算以上のものは必要だろうという覚悟のもとやっておりますので、そこは御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○11番（山崎 保君）

今内容は、今町長が申されておりますように、タクシー利用者があるわけですよ、これは。そうすると、内部のことを言うと、前日の5時までに予約をしなさいと。そしたら明日乗るのであれば、今日の5時までに電話を入れなさいと。そして、予約をしときなさいよということですけども、朝はそれで予約をして出たけれども、病院にかかるには診療治療者が多くかかって、時間が間に合わない。そうすると帰りはもう晩になるから昼の便には間に合わない。帰りは夜になるからタクシーで今度は2時か3時に帰るんですよ。その便があつて、それで帰るとるために乗客数は減つとるんですよ。そこらも今後のやっぱり課題として検討していただいて、なるだけ利用するというところで運営をしていただきたいなというふうに思うんですけども、どうか御提案をいただきたいと思っております。

○町長（兵頭誠亀君）

詳細につきまして、企画振興課長のほうから答弁をさせます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

バスの便につきましては、もう便数については減ってないということで御理解いただいていたと思うんです。今まで3便走らせとったやつを、デマンドタクシーにして同じ時間帯に走らせているということで、時間帯については変わってませんし、便数についても変わっておりません。

出たときは、それで出たけど、帰るときに困るよというふうなことで、多分今御質問があったと思うんですけれども、これも31年度の予算の関係なんですけれども、先ほど町長が申されましたように、愛治、三島、日吉、それから泉、近永の一部地域にアンケート調査を実施させていただきまして、タクシー補助券がいいのか、そういった公共バスがいいのかというふうなアンケートを今現在とらせていただいて、集計中でございます。

来年度予算にそういった地域に対してもタクシーチケットを配るというふうな予算は、当初予算のほうで計上させていただいておりますので、またその審議のときに詳細については御説明させていただきますので、またそのときに御質問いただいたらというふうに思います。今日そういった提案をさせていただくとということで御理解していただいたらと思います。

○議長（程内 覺君）

了承ですか。

○11番（山崎 保君）

了解。

○議長（程内 覺君）

ほか質疑ありませんか。

○11番（山崎 保君）

それと、もう1件ですけれども、先ほど町長のほうから上程の理由説明がございましたが、6ページ、第2表の繰越明許費についてお伺いをいたしたいと思いますが、あわせて一般会計の全体総額について、この補正書、提案書を見れば、予算書を見ればわかるんですけれども、30年度は西日本豪雨で大変な被害をこうむったために、予算を立てておっても予算の消化ができなかったというのはわかりますけれども、今回先ほど課長のほうから説明がありました歳出を1款から見てみますと、全款、1款、1目から10款、災害復旧費まで、全款マイナスの今回予算を提案されております。

当初、理事者からは30年度この事業推進をしたい、そして町民の負託に応えるんだということで我々議会に説明があつて、議会もその予算95億というのを認めておるわけですが、今回年度末を控えて9億9,000万、約10億の予算が事業

をせずに、せずにといたらまたあれになるかもしれませんが、やろうとしておったことができなかった。その理由は、やはり西日本豪雨の後始末、あるいはいろんなことで多忙であったということはわかりますけれども、この補正で9億9,000万の減額、合わせて13億4,400万の繰越明許費、これは1年繰り越し、2年繰り越しはできませんから、来年度の31年には消化をしなければなりません、大変このことについて、今までこのようなマイナスがあったのかなという思いがしますけれども、ここらは町長どう考えられているのか、ちょっとお聞きをします。

○町長（兵頭誠亀君）

3月補正につきましては、減額の分が多いじゃないかということなんですけども、もちろん職員のほうは一生懸命やるつもりでおるのは間違いないんですが、御指摘のとおり、減額分は多いんですけども、一方で、これまでの旧の日吉村、旧の広見町時分から、監査のほうでは、ちゃんと3月議会で補正があるわけやから、不要なものについては、ちゃんと減額しましょうというふうな監査の御指摘もありますので、その分を的確に職員は処理をしておると、私は思っております。

それと、今回のこの6ページの分でありますけども、10款の災害復旧費以外に、例えば7款のがけ防、それから農林水産業費の農業基盤整備の促進、それから農山漁村整備交付金、ここらあたりは今年度無理して予算を組んだといいますか、災害の部分もあって、来年度に向けて国のほうでも予算はつけるんでどんどんやりましょうやということで予算を計上した部分でありますし、教育費の空調設備につきましても、これは来年度、国があれほどの強めの施策の展開をせよと、しようというふうに決めた関係上、来年度の当初予算に予算を組んでも多分機械が間に合わんだろうと。一刻も早く子どもたちに涼しい環境でということがあって、補正で組ませていただいた。それぞれ理由があって、私は強気で予算を組んだつもりでありまして、それが繰り越しになると。その分、不用額については、調整をして減額の分があるということでありまして、どうしても鬼北町の予算編成スタイルから言うと、3月補正はマイナスになってしまうことが今までもあったというふうに私は認識しております。

ただ、先ほど申し上げましたように、広域の負担金等につきましては、1か月分を当初予算には計上せずに、ちょっと様子を見ておくということもありますし、そういうような予算の財源調整ということもあって、3月補正にはこういうふうな減額をして、一般財源を確保をして、来年度の当初予算になるべく取り崩し予算をしないようにというふうな、本当に2か年度の調整する期間ということで私は思っております。

減額のほうについて、各議員さん方については、御不満がいっぱいあるかと思ひ

ますけども、ただ、仕事をしてないわけではなし、繰り越しをして、来年度に組むべきものを早目にやろうというところもありますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○11番（山崎 保君）

先ほども言いましたように、大変忙しい30年度でしたから、職員の皆さんも一生懸命はやっていただいとるわけですがけれども、できなかつた。もうこれはやむを得ないと思いますけれども、町の会計はやはり単年度会計でございまして、歳入歳出イコール1年ということでやっておるわけですから、年度はじめに立てた計画は年度末には消費をしてしまうということを基本に、今後やっていただきたいというふうに願っております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

よろしいですか。

ほか質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第6号、平成30年度鬼北町一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩をします。

再開を午後2時45分とします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時45分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12、議案第7号、平成30年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第12、議案第7号、平成30年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をいたします。

年度末を迎え、最終的な調整を行うため、補正予算を編成したものであります。

歳出につきましては、決算を見通し、各費目、所要の減額補正をし、一般会計繰出金を追加補正といたしております。

また、歳入につきましては、2件の収入を減額補正いたしております。

この結果、歳入歳出それぞれ313万1,000円を減額し、予算の総額を1,498万7,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、会計管理者が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○会計管理者（清家健二君）

失礼いたします。

それでは、議案第7号、平成30年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

歳出から説明いたしますので、最後の6ページをお開きください。

1款、1項、1目、用品調達費を今回322万7,000円減額し補正後の額を570万4,000円とするものです。内訳は、決算見込額を推計いたしまして、11節、需用費22万7,000円、18節、備品購入費300万円を減額するものです。

2款、1項、1目、文書作業費を136万1,000円減額し、補正後の額を747万2,000円とするものです。内訳は、決算見込額を推計し、11節、需用費、消耗品費129万8,000円、14節、使用料及び賃借料の機器等借上料6万3,000円を減額するものです。

3款、1項、1目、諸費につきましては、145万7,000円を増額し、補正後の額を171万1,000円とするものです。内容は、用品調達費及び文書作業費、収支の増額が見込まれることから、28節、繰出金、一般会計繰出金を増額するものです。

次に、歳入について説明いたしますので、前の5ページをご覧ください。

1款、1項、1目、用品調達収入を今回324万5,000円減額し、補正後の額を603万とするものです。これは決算見込みにより減額するものです。

2款、1項、1目、文書作業収入を今回50万円を減額し、補正後の額を833万3,000円とするものです。これも決算見込みにより減額するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第7号、平成30年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第8号、平成30年度鬼北町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第13、議案第8号、平成30年度鬼北町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をいたします。

年度末を迎え、最終的な調整を行うため、補正予算を編成したものであります。

歳出につきましては、決算を見通し、事務費において所要の増減補正をいたしております。また、歳入につきましては、所要の減額補正をいたしております。

この結果、歳入歳出それぞれ5万5,000円を減額し、予算の総額を204万5,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、建設課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○建設課長（上田 司君）

それでは、議案第8号、平成30年度鬼北町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

歳出から説明いたしますので、最後の6ページをお開きください。

1款、1項、1目、事務費は、今回6万円を減額し、補正後の額を8万9,000円とするものであります。これは職員研修に伴う普通旅費研修負担金を減額するものであります。

次の3款、1項、1目、一般会計繰出金は、今回5,000円を増額し、補正後の額を91万1,000円とするものです。これは収入が支出を上回るときの剰余金を一般会計に繰り出すことになっておりますことにより増額でございます。

次に、歳入について説明いたしますので、5ページをお開きください。

2款、1項、1目、繰越金は、今回6万8,000円を減額し、補正後の額を3万2,000円とするものです。これは前年度繰越金確定によるものです。

3款、1項、1目、住宅資金等貸付金返還金は、18万6,000円を減額し、補正後の額を174万円とするものです。これは今年度の改修見込みによるものです。

3款、2項、1目、雑入は、19万9,000円を増額し、補正後の額を20万4,000円とするものです。これは貸付金違約金1件分の納付によるものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから議案第8号、平成30年度鬼北町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について採決をします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第9号、平成30年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第14、議案第9号、平成30年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、提案理由の説明をいたします。

年度末を迎え、最終的な調整を行うため、補正予算を編成したものであります。

歳出につきましては、決算を見通し、所要の増減補正をいたしております。また、歳入につきましては、国民健康保険税、財政調整交付金、財政調整基金繰入金等を減額調整とあわせて、前年度繰越金等を追加補正いたしております。

この結果、歳入歳出それぞれ1,561万2,000円を減額し、予算の総額を15億5,413万4,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○町民生活課長(古谷忠志君)

それでは、議案第9号、平成30年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

今回の補正は、決算見込みに伴う不用額の調整が主となっております、その内容について御説明させていただきます。

はじめに歳出から説明いたしますので、6ページをお開きください。

2款、1項、2目、退職被保険者等療養給付費は、補正額として1,300万円を減額するもので、決算見込みによる調整です。

次に、2款、2項、2目、退職被保険者等高額療養費は、補正額として134万円を減額するもので、決算見込みによる調整です。

次に、2款、4項、1目、出産育児一時金は、補正額として126万円を減額するもので、決算見込みによる調整です。

次に、6款、2項、1目、保健衛生普及費は、補正額として74万5,000円を減額するもので、これは、はり・きゅう施術補助金26万5,000円、がん検診事業補助金48万円をそれぞれ減額するもので、決算見込みによる調整です。

次に、7款、1項、1目、財政調整積立金は、9万3,000円を増額するもので、財政調整基金の利子の決算見込みにより調整をするものです。

次に、9款、2項、1目、直営診療所勘定繰出金は、補正額として64万円を増額するもので、日吉、三島、愛治診療所分の僻地直営診療所運営費交付金等を繰り出すもので決算見込みにより調整をするものです。

次に、歳入について説明いたしますので、5ページにお戻りください。

1款、1項、2目、退職被保険者等国民健康保険税は、補正額として230万8,000円を減額するもので、1節から3節まで保険税の内訳ごとに決算見込みにより調整をするものです。

次に、3款、1項、1目、県補助金である保険給付費等交付金は、補正額として1,062万4,000円を減額するもので、普通交付金を1,126万4,000円の減額、特別調整交付金を64万円の増額とするもので、決算見込みにより調整をするものです。

次に、4款、1項、1目、財産運用収入である利子及び配当金は、補正額として9万3,000円を増額するもので、財政調整基金利子を決算見込みにより調整するものです。

次に、5款、1項、1目、一般会計繰入金は、補正額として283万9,000円を減額するもので、決算見込みにより調整するものです。

次に、5款、2項、1目、財政調整基金繰入金は、基金取り崩しはございませんでしたので、補正額として7万3,000円を減額するものです。

次に、8款、1項、1目、国庫補助金である災害臨時特例補助金を補正額として13万9,000円新たに計上をするものであり、平成30年7月豪雨被災者に係る窓口一部負担金免除の特例措置による減免に対する補助金であります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第9号、平成30年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第10号、平成30年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第15、議案第10号、平成30年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明をいたします。

年度末を迎え、最終的な調整を行うため、補正予算を編成したものであります。

歳出につきましては、決算を見通し、医薬品衛生材料費等を減額補正するとともに、歳入につきましては、外来収入等を減額補正するとともに、事業勘定繰入金を追加補正といたしております。

この結果、歳入歳出それぞれ1,239万5,000円を減額し、予算の総額を2億288万6,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○町民生活課長（古谷忠志君）

それでは、議案第10号、鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

今回の補正は、決算見込みに伴う不用額の調整が主となっております、その内容について御説明させていただきます。

はじめに、歳出から説明いたしますので、6ページをお開きください。

1款、1項、1目、一般管理費は、補正額として239万7,000円を減額するものです。主なものは、臨時雇員の人件費を減額するほか、19節、負担金補助及び交付金の代診医派遣負担金を北宇和病院から愛治診療所への医師派遣回数が予定より少なくなったため、183万6,000円を減額するもので、いずれも決算見込みにより調整するものであります。

次に、1款、2項、1目、研究研修費は、補正額として37万円を減額するものです。9節、普通旅費26万7,000円、11節、需用費の消耗品7万9,000円、19節、負担金補助及び交付金の研修負担金2万4,000円をいずれも減額するもので、決算見込みにより調整するものです。

次に、2款、1項、1目、医療用機械器具費は、補正額として93万7,000円を減額するものです。11節、需用費の修繕料20万円、13節、委託料8万3,000円、14節、使用料及び賃借料38万3,000円、18節、備品購入費、機械器具費27万1,000円もいずれも減額するもので、決算見込みにより調整するものです。

同項、2目、医薬用消耗器材費は、補正額として19万1,000円を減額するもので、12節、手数料を決算見込みにより調整するものです。

同項、3目、医薬品衛生材料費は、補正額として850万円を減額するもので、11節、需用費の医薬材料費を決算見込みにより調整するものです。

次に、歳入について御説明いたします。

5ページにお戻りください。

1款、1項、1目、国民健康保険診療報酬収入は、補正額として330万円を減額、同項、2目、社会保険等診療報酬収入は、補正額として78万円を減額、同項、3目、後期高齢者医療診療報酬収入は、補正額として580万円を減額、同項、4目、一部負担金収入は、補正額として128万円を減額、同項、5目、その他診療報酬収入は、補正額として124万円を減額するものであり、決算を見込み調整するものです。

次に、1款、2項、1目、諸検査等収入が、補正額として5万円の増額、同項、2目、予防接種収入は、補正額として78万円を減額するもので、決算見込みにより調整するものです。

次に、2款、1項、1目、自動車使用料は3万2,000円を増額するもので、決算見込みにより調整するものです。

次に、2款、2項、1目、文書料は、補正額として6万3,000円を増額するもので、決算見込みにより調整するものです。

次に、4款、2項、1目、事業勘定繰入金は、補正額として64万円を増額するもので、僻地診療所運営費交付金を国保特別会計から繰り入れるものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第10号、平成30年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第11号、平成30年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第16、議案第11号、平成30年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明をいたします。

年度末を迎え、最終的な調整を行うため、補正予算を編成したものであります。

歳出につきましては、決算を見通し、施設管理費において減額補正といたしております。また、歳入につきましては、使用料を追加補正するとともに、一般会計繰入金等について減額補正といたしております。

この結果、歳入歳出それぞれ513万6,000円を減額し、予算の総額を9,500万8,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、環境保全課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○環境保全課長(高田達也君)

それでは、議案第11号、平成30年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、御説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正について、歳出から説明いたしますので、6ページをお開きください。

1款、1項、1目、施設管理費を513万6,000円減額し、補正後の額を5,652万1,000円とするものです。内訳といたしましては、9節、旅費を1万円、11節、需用費を248万9,000円、12節、役務費を195万2,000円、13節、委託料を68万5,000円それぞれ減額するものです。旅費、需用費につきましては、決算見込みによる額の調整、役務費につきましても処理場の汚泥引き抜きに係る手数料について決算見込みにより減額するものです。委託料のうち、浄化槽管理委託料、水質管理委託料については、入札実績による減額、農業集落排水施設機能診断委託料につきましては、契約実績にともなう減額であります。

次に、歳入について説明いたします。

5ページをお開きください。

1款、1項、1目、農業集落排水施設負担金を1,000円減額するものです。

2款、1項、1目、集落排水使用料を22万4,000円増額し、補正後の額を3,407万円とするものです。これは現年度分の加入者の増及び過年度分の使用料の増によるものです。

2款、2項、1目、集落排水手数料を1万6,000円増額し、補正後の額を1万7,000円とするものです。これは督促手数料収入によるものです。

3款、1項、1目、農業集落排水事業県補助金を4,000円減額し、補正後の額を510万円とするものです。これは農業集落排水事業施設機能診断補助金が端数調整により減額になったことによる調整です。

4款、1項、1目、一般会計繰入金を537万1,000円減額し、補正後の額を5,580万8,000円とするものです。

今まで説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第11号、平成30年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第12号、平成30年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第17、議案第12号、平成30年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をいたします。

年度末を迎え、最終的な調整を行うため、補正予算を編成したものであります。

歳出につきましては、決算を見通し、施設整備費及び施設管理費を減額補正といたしております。また、歳入につきましては、事業の確定及び完了に伴い、国庫補助金、一般会計繰入金等を減額補正といたしております。

この結果、歳入歳出それぞれ574万3,000円を減額し、予算の総額を6,085万円とするものであります。また、地方債補正につきましても、事業の確定に伴い限度額の変更を行うものであります。

予算内容の詳細につきましては、環境保全課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○環境保全課長（高田達也君）

それでは、議案第12号、平成30年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正について、歳出から説明いたしますので、7ページをお開きください。

1款、1項、1目、施設整備費を207万3,000円減額し、補正後の額を2,767万6,000円とするものです。これは11節、需用費を決算見込みにより減額し、15節、工事請負費については、平成30年度33基の浄化槽設置を予定しておりましたが、27基にとどまったことによる減額であります。

次に、2款、1項、1目、施設管理費を367万円減額し、補正後の額を2,468万円としております。11節、需用費の消耗品及び12節、役務費の手数料については、決算見込みにより減額、13節、委託料の浄化槽管理委託料については、入札実績により減額するものです。

続いて歳入について説明いたします。

6ページをお開きください。

1 款、1 項、1 目、浄化槽市町村整備推進事業分担金を 4 万円増額し、補正後の額を 2 4 3 万 5, 0 0 0 円とするものです。これは浄化槽整備事業費受益者負担分担金を増額するものであります。

3 款、1 項、1 目、浄化槽市町村整備推進事業国庫補助金を 7 4 万 7, 0 0 0 円減額し、補正後の額を 7 3 2 万 7, 0 0 0 円とするものです。これは浄化槽施設設置事業費の減によるものです。

4 款、1 項、1 目、浄化槽市町村整備推進事業県補助金を 1 9 万 1, 0 0 0 円減額し、補正後の額を 1 9 6 万 4, 0 0 0 円とするものです。これにつきましても、事業費の減により県補助金を減額するものであります。

5 款、1 項、1 目、一般会計繰入金金を 3 8 4 万 5, 0 0 0 円減額し、補正後の額を 1, 5 8 6 万 7, 0 0 0 円とするものです。これについても工事費など施設整備の減額により一般会計からの繰り入れを減額するものです。

8 款、1 項、1 目、浄化槽市町村整備事業債を 1 0 0 万円減額し、補正後の額を 1, 0 4 0 万円とするものです。これにつきましても、浄化槽施設整備事業費の減により過疎債及び下水道債を減額するものです。

続きまして、3 ページをお開きください。

第 2 表、地方債補正について説明いたします。

過疎対策事業の限度額 5 7 0 万円を 5 2 0 万円に、特定地域生活排水処理事業債の限度額 5 7 0 万円を 5 2 0 万円と減額するものです。これは起債の方法、利率、償還の方法につきましても、補正前と同じです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第12号、平成30年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第13号、平成30年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第18、議案第13号、平成30年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明をいたします。

年度末を迎え、最終的な調整を行うため、補正予算を編成したものであります。

歳出につきましては、決算を見通し、保険給付費ほぼ全般にわたって減額補正するとともに、基金積立金について追加補正といたしております。

歳入につきましては、各費目について減額補正といたしております。

この結果、歳入歳出それぞれ1億6,721万7,000円を減額し、予算の総額を16億1,220万7,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○保健介護課長（伊野清昭君）

平成30年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、10ページをお開きください。

主な箇所のみ説明いたします。

1款、3項、1目、介護認定審査会費、同項、2目、認定調査費につきましては、決算見込みにより所要の額を減額するものです。

次に、2款、1項、介護サービス等諸費につきましては、要介護の方が介護サービスを利用された場合の保険給付費であります。いずれも19節、負担金補助及び交

付金を決算見込額により補正するものです。

1目、居宅介護サービス給付費につきましては、5,000万円の減額、居宅介護サービス給付費の内容は、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、居宅療養管理指導等ございまして、国保連合会に1回当たり支払う金額は大きく月平均4,528万円見込んでおりましたが、今回決算見込みにより減額するものです。

3目、地域密着型介護サービス給付費につきましては3,000万円の減額、5目、施設介護サービス給付費につきましては6,480万円、7目、居宅介護福祉用具購入費につきましては60万円、8目、居宅介護住宅改修費につきましては150万円を、9目、居宅介護サービス計画給付費につきましては780万円を、それぞれ決算見込みにより減額し、1項の補正後の額を12億6,810万4,000円とするものです。

同款、2項、介護予防サービス等諸費につきましては、要支援の方が介護予防サービスを利用された場合の保険給付費であります。これも19節、負担金補助及び交付金を決算見込みによりそれぞれ補正するものです。

1目、介護予防サービス給付費につきましては、450万円減額。

11ページにまいりまして、同項、3目、地域密着型介護予防サービス給付費につきましては350万円を増額、6目、介護予防住宅改修費につきましては、150万円減額し、2項の補正後の額を4,460万3,000円とするものです。

同款、4項、1目、高額介護サービス費につきましては、要介護の方が介護サービスを利用された場合、1割及び2割、または3割負担の利用総額が一定額を超えた場合にその超えた額を給付するものであります。決算見込額により520万円減額補正するものです。

同項、2目、高額介護予防サービス費につきましては、決算見込みにより10万円を減額補正するものです。

同款、5項、高額医療合算介護サービス等費につきましては、要介護及び要支援の方が介護及び介護予防サービスを利用された場合、介護保険と後期高齢など医療保険の両方を利用して介護と医療の自己負担額が一定の限度額を超えた場合に、その超えた額を償還払いにより給付するもので、1目、高額医療合算介護サービス費につきましては、40万円の減額、2目、高額医療合算介護予防サービス費につきましては10万円を減額し、5項の補正後の額を470万円とするものです。

同款、6項、1目、特定入所者介護サービス費につきましては、要介護及び要支援の低所得の方が特別養護老人ホーム等施設サービス、また短期入所サービスを利用

された場合で、居住費、食費が所得に応じた限度額を超える場合に、その超える分が補足給付されるもので、決算見込みにより700万円減額補正するものです。

12ページをお開きいただき、3款、1項、1目、一般介護予防費は9万8,000円を減額し、補正後の額を222万1,000円とするもので、事業費の額に伴い減額補正するものです。

同款、2項、1目、包括的支援事業費は、142万2,000円を減額し、補正後の額を2,708万1,000円とするもので、介護予防支援業務の委託料減額に伴い減額補正するものです。

同項、2目、任意事業費は、12万6,000円を減額補正し、補正後の額を206万円とするもので、配食サービス事業、介護用品支給事業の事業費の減に伴い減額補正するものです。

3款、3項、1目、介護予防生活支援事業費（第1号事業）につきましては、50万円を増額し、4,750万円とするもので、訪問や通所サービス事業の利用者増に伴うものであります。

同項、2目、介護予防ケアマネジメント事業につきましては、95万円を減額し、補正後の額を314万6,000円とするもので、総合事業に係るケアプラン作成委託料減に伴うものです。

4款、1項、1目、介護給付費準備基金積立金につきましては、介護給付費の減により剰余金が見込まれるため、決算見込みにより積立金を517万2,000円増額補正するものです。

13ページにまいりまして、5款、1項、1目、第1号被保険者保険料還付金につきましては、過年度所得を減額する修正申告の増に伴い10万円増額して介護保険料を還付するものです。

次に、歳入にて御説明いたしますので、6ページをお開きください。

今回の歳入補正につきましては、歳出補正に伴います事業の確定及び決算見込みによる補正が主であります。

1款、1項、1目、第1号被保険者介護保険料につきましては、407万4,000円を減額し、補正後の額を3億230万6,000円とするもので、決算見込みにより補正とするものです。

次に、2款、1項、1目、認定審査会負担金につきましては、10万3,000円を減額し、補正後の額を215万7,000円とするものです。松野町との認定審査会共同設置負担金減額に伴うものです。

同項、2目、介護予防サービス負担金につきましては、1万2,000円を増額し、補正後の額を32万7,000円とするもので、配食サービス事業の利用者増に伴う補正であります。

次に、4款、1項、1目、介護給付費国庫負担金につきましては、1,408万円を減額し、補正後の額を2億7,106万8,000円とし、同款、2項、1目、調整交付金は、2,059万3,000円を減額し、補正後の額を1億3,119万3,000円にするもので、原因は歳出の介護給付費の減に伴うものであります。

同項、2目、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、9万9,000円を減額し、補正後の額を1,060万9,000円に、7ページにまいりまして、同項、3目、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）は222万1,000円を増額し、補正後の額を1,094万5,000円とするもので、歳出の3款、地域支援事業の決算見込みによる算定により増額補正するものです。

同項、4目、保険者機能推進交付金は、介護保険法第122条の3により、法改正により保険者機能強化を図るために市町村に交付されるものです。内容は、特別給付や地域支援事業及び保健福祉事業が対象になるものです。内示が出たことにより152万1,000円を増額し、補正後の額を152万1,000円とするものです。

同項、5目、介護保険事業費国庫補助金は、介護保険者支援システム改修に伴う経費について保険補助金の内示が出たことにより、123万1,000円を増額し、補正後の額を123万1,000円とするものです。

5款、1項、1目、介護給付費交付金につきましては、7,099万4,000円を減額し、補正後の額を3億5,290万7,000円とし、介護給付費等の決算見込額による算定により交付金の額を補正するものです。

同項、2目、地域支援事業支援交付金につきましては、21万6,000円を減額し、補正後の額を1,440万1,000円とし、地域支援事業の決算見込額による算定により交付金の額を補正するものです。

次に、6款、1項、1目、介護給付費県負担金につきましては、2,477万3,000円を減額し、補正後の額を2億33万円とし、同款、2項、1目、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、9万9,000円を減額し、補正後の額を659万2,000円とし、介護給付費地域支援事業費の決算見込額による算定により、交付金を減額するものです。

8ページにまいりまして、同款、2目、地域支援事業交付金（介護予防事業・日常生活支援総合事業以外）は、111万1,000円を増額し、補正後の額を547万

2,000円とし、地域支援事業費の決算見込額による算定により、交付金を増額するものです。

次に、7款、1項、1目、利子及び配当金につきましては、介護給付費準備基金積立金の基金利子分を増額補正するものです。

8款、1項、1目、介護給付費一般会計繰入金につきましては、2,125万円を減額し、補正後の額を1億7,500万円とし、2目、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）を6万1,000円減額、3目、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）を10万3,000円増額、4目、低所得者保険料軽減繰入金につきましては、3万8,000円を減額、5目、事務費一般会計繰入金につきましては、397万5,000円を減額し、項全体の補正後の額を2億3,112万3,000円とするものです。

歳出に計上いたしております保険給付費事務費の決算見込額の算定によりそれぞれ一般会計からの繰入額を補正するものです。

次に、8款、2項、1目、介護給付費準備基金繰入金につきましては、1,337万円を減額するもので、歳入歳出補正に伴い介護給付費準備基金繰入金はゼロ円とするものです。

9ページにまいりまして、10款、1項、1目、第1号被保険者延滞金につきましては、1万1,000円を増額、同款、2項、3目、雑入につきましては、29万1,000円を増額するもので、決算見込みにより補正するものです。

次に、給与費明細書について説明いたしますので、14ページをお開きください。

1の特別職につきましては、介護認定審査委員、介護保険運営審議会委員、地域包括支援センター運営協議会委員及び地域密着型サービス運営委員会委員の報酬304万2,000円を決算見込みにより24万円減額補正するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから議案第13号、平成30年度鬼北町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第14号、平成30年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第19、議案第14号、平成30年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明をいたします。

年度末を迎え、最終的な調整を行うため、補正予算を編成したものであります。

歳出につきましては、決算を見通し、納付金等を減額補正するとともに、歳入につきましては、保険料を減額補正をいたしております。

この結果、歳入歳出それぞれ1,222万4,000円を減額し、予算の総額を1億6,661万3,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○町民生活課長(古谷忠志君)

それでは、議案第14号、平成30年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

今回の補正は、決算見込みに伴う不用額の調整が主となっております、その内容について御説明させていただきます。

はじめに歳出から説明いたしますので、6ページをお開きください。

1款、1項、1目、一般管理費は、補正額として314万9,000円を説明の欄

のとおり減額するもので、これは30年度4月の人事異動等に伴う人件費の調整です。

2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金は、補正額として907万5,000円を減額するものです。これは19節、負担金補助及び交付金の事務費負担金、保険料等負担金徴収実績分、保険料等負担金保険基盤安定分として広域連合に納付する負担金をそれぞれ決算見込みにより減額するものです。

次に、歳入について御説明いたしますので、5ページにお戻りください。

1款、1項、1目、後期高齢者医療保険料は、補正額として784万円を減額するもので、1節、現年度分特別徴収保険料は510万円を、2節、現年度分普通徴収保険料は260万円を、3節、滞納繰越分普通徴収保険料は14万円をいずれも減額するもので、決算見込みにより調整をするものです。

3款、1項、1目、一般会計繰入金は、補正額として807万円を減額するもので、1節、事務費繰入金は367万6,000円を、2節、保険基盤安定繰入金は439万4,000円をいずれも減額するもので、決算見込みにより調整をするものです。

4款、1項、1目、繰越金は、補正額として368万6,000円を増額するもので、これは前年度繰越金が確定したことによるものです。

次に、給与費明細書について御説明いたしますので、7ページをお開きください。

1、一般職、総括表につきまして比較欄で説明いたします。

職員数は増減なし、給与費のうち、給料は146万7,000円の減、職員手当は102万1,000円の減、共済費は54万1,000円の減です。これは平成30年4月の人事異動等に伴う調整です。職員手当の内訳につきましては、お目通しください。

次の8ページ、(2)給料及び職員手当の増減額の明細以降につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから議案第14号、平成30年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第15号、平成30年度鬼北町ニュータウン鬼北の里特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第20、議案第15号、平成30年度鬼北町ニュータウン鬼北の里特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明をいたします。

年度末を迎え、最終的な調整を行うため、補正予算を編成したものであります。

歳出につきましては、決算を見通し、一般管理費、繰出金について減額補正といたしております。

また、歳入につきましては、不動産売払収入を減額補正するとともに、繰越金について増額補正といたしております。

この結果、歳入歳出それぞれ1,845万8,000円を増額し、予算の総額を4,505万8,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、企画振興課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○企画振興課長(二宮 浩君)

それでは、議案第15号、平成30年度ニュータウン鬼北の里特別会計補正予算(第1号)について御説明をいたします。

はじめに歳出予算から説明いたしますので、6ページをお開きください。

1款、1項、1目、一般管理費は、補正額として74万7,000円を減額し、補

正後の額を142万7,000円とするものです。決算見込みにより所要の補正を行うものです。

次に、3款、1項、1目、一般会計繰出金は、1,414万4,000円を減額し、補正後の額を602万2,000円とするものです。分譲地売払いの収入の減額、一般管理費等の所要の補正に伴うものです。

次に、4款、1項、1目、予備費は、補正額として3,334万9,000円を増額し、補正後の額を3,344万9,000円とするものです。起債の借り入れの繰上償還を見込み、元金及び補償金分を計上いたしております。

次に、歳入予算について説明しますので、5ページをお開きください。

1款、1項、1目、不動産売払収入は、補正額として1,229万8,000円を減額するものです。平成30年度の分譲収入を2区画見込み、所要の補正を行うものがあります。

2款、1項、1目、繰越金につきましては、前年度繰越金として3,075万6,000円を追加し、補正後の額を3,085万6,000円とするものです。

この結果、歳入歳出それぞれ1,845万8,000円を増額し、予算の総額を4,505万8,000円とするものです。

以上でニュータウン鬼北の里特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第15号、平成30年度鬼北町ニュータウン鬼北の里特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第16号、平成30年度鬼北町水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第21、議案第16号、平成30年度鬼北町水道事業会計補正予算(第3号)について、提案理由の説明をいたします。

年度末を迎え、最終的な調整を行うため、補正予算を編成したものであります。

収益的収入及び支出のうち、支出につきましては、所要の減額補正といたしております。

また、収入につきましては、決算を見据え、所要の増減といたしております。

この結果、収益的支出を244万4,000円増額し、収益的支出の総額を3億5,420万9,000円とするとともに、収益的収入を719万4,000円減額し、収益的収入の総額を4億3,204万8,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、水道課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○水道課長(上田 司君)

それでは、議案第16号、平成30年度鬼北町水道事業会計補正予算(第3号)について説明いたします。

補正予算説明書に基づき説明いたしますので、5ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出について説明いたします。

1款、1項、1目、配水及び給水費について、208万円を増額し、補正後の額を6,363万9,000円とするものであります。これは動力費につきまして、7月豪雨及び12月から1月にかけての渇水期における減水確保のために使用した揚水ポンプの電力料不足額200万円を計上しております。

次に、2目、総係費について、65万6,000円を減額し、補正後の額を2,044万4,000円とするものであります。これは委託料につきまして元号変更に伴い

ます電算システム改修委託料77万8,000円を減額しております。

次に、3目、減価償却費につきましては、2万円を追加し、補正後の額を1億9,444万7,000円とするものであります。

次に、1款、2項、4目、消費税について、100万円を増額し、2,100万円とするものです。消費税につきましては、決算見込額に対しての確定申告不足額を計上しております。

次に、収入について説明いたします。

4ページをお開きください。

1款、2項、2目、長期前受金戻入について、719万4,000円を減額し、補正後の額を1億176万8,000円としております。これはその他資本剰余金のうち、元金償還に係る繰り入れについての決算見込額を補正した結果の減額となりました。

続きまして、6ページになりますが、キャッシュ・フロー計算書につきましては、補正予算に伴う現金の流れについて計上しておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、1ページをお開きください。

第2条であります。今ほど説明いたしました内容で、平成30年度鬼北町水道事業会計予算の第3条に定めた収益的収入、支出の予定額を補正するものであります。

第3条としまして、予算第6条で定めております予定支出の各項の経費の金額の流用について補正予算の計上に伴い金額の変更を行うものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第16号、平成30年度鬼北町水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第17号、平成30年度鬼北町病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第22、議案第17号、平成30年度鬼北町病院事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をいたします。

年度末を迎え、最終的な調整を行うため、補正予算を編成したものであります。

収益的収入及び支出のうち、支出につきましては、医業費用を減額補正するとともに、収入につきましては、医業収益を減額補正するとともに、他会計負担金を増額補正といたしております。

この結果、収益的支出を4,000万円減額し、収益的支出の総額を9億8,014万4,000円とするとともに、収益的収入を2,900万6,000円減額し、収益的収入の総額を10億391万3,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○保健介護課長（伊野清昭君）

平成30年度鬼北町病院事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

1ページをお開きください。

第2条につきましては、当初予算に定めた業務の予定量を補正するものであります。2と3の年間患者数及び1日平均患者数につきましては、12月までの実績をもとに患者数を見込んだものであります。

年間の入院患者数につきましては、1,825人減の2万1,170人。1日当たりの入院患者数につきましては5.0人減の58.0人を見込んでおります。

その内訳であります。一般病床につきましては、1.0人減の32.0人、療養病床につきましては、4.0人減の26.0人で、合計58人を見込んでおります。

年間の外来患者数につきましては、2,440人減の3万6,600人、1日当たりの外来患者数につきましては、10.0人減の150.0人を見込んでおります。

第3条につきましては、収益的収入及び支出の予定額を決算見込みにより補正するものであります。

収入につきましては、2,900万6,000円を減額し、10億391万3,000円に、支出につきましては、4,000万円を減額し、9億8,014万4,000円とするものです。

次に、4ページの平成30年度病院事業会計補正予算説明書をお開きください。

はじめに、収益的収入及び支出について御説明いたします。

1款、1項、1目、入院収益につきましては、4,511万4,000円を減額し、4億5,727万2,000円とするものであります。内訳につきましては、一般病床入院収益が1,292万1,000円の減額、療養病床入院収益が3,219万3,000円の減額でございます。一般病床入院収益1,292万1,000円の減額につきましては、診療圏内の人口減によるもののほか、他のサービスへの利用が増えたこと等が患者減につながったものではないかと思っております。

また、療養病床入院収益3,219万3,000円の減額につきましても、同じく診療圏内の人口減と地域包括ケアシステムの浸透により、病院から施設や自宅といった在宅での医療や、介護施設等を望む方が多くなってきたことによりまして、療養病床入院患者数の減に伴い、収益も減少したものでございます。

同項、2目、外来収益1,049万2,000円の減額につきましては、同じように診療圏内の人口減によるもののほか、診療科別患者数割合に見ましても、構成割合はどの診療科目とも変わりなく全体的に人数が減少している状況でございます。

1日当たり患者数の内訳は、内科が3人、整形外科が5人、泌尿器科が1人、リウマチ科が1人の計10人減少という状況です。

このように減少が続いているわけですが、もちろん指定管理者である旭川荘、北宇和病院職員も経営努力をしているわけですが、なお一層患者サービスに努め、民間としての経営感覚を発揮してもらい、患者数増加に向けて経営改善に努めていただきたいと思っております。

また、町としても指定管理者であります旭川荘に収益増につながるように、さらに連携を密にして、特に高齢者のニーズに即した質の高い医療や設備の提供と医療制度

の改正等に対応できるよう、意識改革を図っていきたいと思っております。

1 款、2 項、2 目、他会計繰入金につきましては、2,000 万円を増額補正し、一般会計からの繰入金を1億6,990万5,000円とするものであります。これは先ほど申しました入院、外来患者数の減により、診療収入が減少したためのものであります。

1 款、3 項、1 目、訪問看護ステーション収益につきましては、660 万円を補正し、補正後の額を3,420 万円とするものです。これは訪問看護、訪問リハビリする患者さんが増えてきたため、収益につきましても660 万円増額につながったものであります。

次に、支出について御説明いたします。

5 ページをお開きください。

1 款、1 項、2 目、経費につきましては、4,660 万円を減額し、7億5,085万2,000円とするものであります。内訳は、11 節、交付金につきましては、指定管理者へ交付するものであります。診療報酬等の減額でありまして、内訳は入院収益が4,511万4,000円と、外来収益1,049万2,000円の減額に伴いまして健康保険等診療報酬交付金5,560万6,000円を減額し、運営交付金を900万6,000円増額するものであります。これは旭川荘に支払う指定管理料でありまして、当初の指定管理料よりも交付金が4,660 万円減額になることで、診療報酬交付金については、6億4,001万6,000円から5,560万6,000円を減額した5億8,441 万円に、運営交付金につきましては、1億2,074万5,000円に、900万6,000円を増額した1億2,975万1,000円となるものであります。

1 款、3 項、1 目、訪問看護ステーション費用につきましては、660 万円を増額補正し、補正後の額を3,420 万円とするものであります。これは歳入のときに説明した訪問リハビリ等を希望する患者さんが増えてきたため、作業療法士を増員したこと等による人件費増額分でございます。

6 ページの平成30年度病院事業会計予定キャッシュ・フローにつきましては、補正予算に伴い平成30年度末の資金計画を算定したものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから議案第17号、平成30年度鬼北町病院事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議は、議事の都合により、これで延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

なお、3月8日は、定刻に会議を開きます。

本日は、これをもって延会とします。

○事務局長（谷口浩司君）

起立願います。

礼。

（午後 4時01分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長 程内 覺

鬼北町議会議員（ 6 番） 松下 純次

鬼北町議会議員（ 7 番） 芝 照雄